

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 21 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告することができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成21年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与改定について勧告したものです。

# 目 次

まえがき—— 報告及び勧告に当たって	1
--------------------	---

第 1 章 職員の給与等に関する報告	3
1 職員給与等の状況について	3
2 民間給与等の状況について	6
3 物価及び生計費について	8
4 都道府県職員の給与について	8
5 職員給与と民間給与との比較	9
6 人事院勧告の概要	10
7 むすび	16

第 2 章 職員の給与に関する勧告	25
-------------------	----

## (給与等に関する参考資料)

1 職員給与実態調査の概要	参考-1
2 民間給与実態調査の概要	参考-26
3 生計費及び労働経済関係	参考-39
4 人事管理関係	参考-42
5 勧告による改定の概要	参考-45
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子	参考-47



## まえがき－報告及び勧告に当たって

人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しており、労使交渉によって給与を決定できない職員が、県行政を公正かつ効率的に進めるという使命感を持ち、安心して職務に取り組むための基盤であるとともに、職員の勤務条件について県民の理解を得る上で重要な役割を担っている。

また、地方公務員の給与については、地方公務員法で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」という均衡の原則に基づいて決定することとされている。従来は、この均衡の原則については、国家公務員の給与に準ずることで実現されると解されてきたが、最近では地域の民間事業所従業員の給与をより重視することが求められている。

昨年秋のアメリカにおける大手証券会社の経営破綻をきっかけとして、世界経済は「百年に一度」と言われる深刻な不況に陥ったが、県内においてもその影響は大きく、これを反映して、今年の職種別民間給与実態調査では、県内の民間事業所における月例給、特別給の支給水準が昨年と比べ大きく低下しているなど、県内民間事業所の経営環境が極めて厳しいものとなっていることが明らかになった。今回の職員の給与等に関する報告及び勧告は、このような民間給与の実態を反映したものとなっている。

現在、本県においては、危機的な財政状況の下、定員削減をはじめとする行政の効率化・スリム化、事務事業の見直しなど更なる行財政改革への取り組みが進められている。

このような状況において、本県職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、今後一層の業務の効率化や職務能力の向上に努めるとともに、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感を持って立ち向かっていくことが求められている。

職員には新しい時代の地方自治を支える全体の奉仕者として、県民の期待と要請に応えるよう職務に精励することを切に要望するものである。



# 第1章 職員の給与等に関する報告



## 第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成21年4月1日現在の島根県職員12,648人に係る給与並びに県内121の民間事業所の従業員4,987人の給与（以下「民間給与」という。）の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきたが、その結果の概要は次のとおりである。

なお、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号。以下「特例条例」という。）により減額して支給されている<sup>(注)</sup>ことから、このような状況も踏まえて報告を行うものである。

(注) 本県においては、県財政の健全化へ向けた取組として特例条例が制定され、平成15年4月以降、職員の給料、諸手当が減額して支給されている。当該条例は数次の改正（減額率の改定、減額期間の延長等）を経て、現在の減額期間の終期は平成23年度末とされている。

- 減額率（給料 及び 給料月額を算出基礎とする諸手当（退職手当除く））
  - ・管理職：10%・8%（管理職手当は25%・20%）
  - ・その他：6%（若年層の諸手当連動は3%）

### 職員給与実態調査の調査人員

全県職員	調査対象職員	調査対象外職員	
		休職者 再任用職員等	企業局職員 病院局職員 技能労務職員
14,181人	12,648人	262人	1,271人

### 民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち 行政職 相当職種
			3,452人
4,987人	367人	4,620人	3,452人

## 1 職員給与等の状況について

### (1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されており、その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が37.6%と最も高く、以下行政職30.4%、高等学校等教育職16.3%、公安職11.6%等の順となっている。

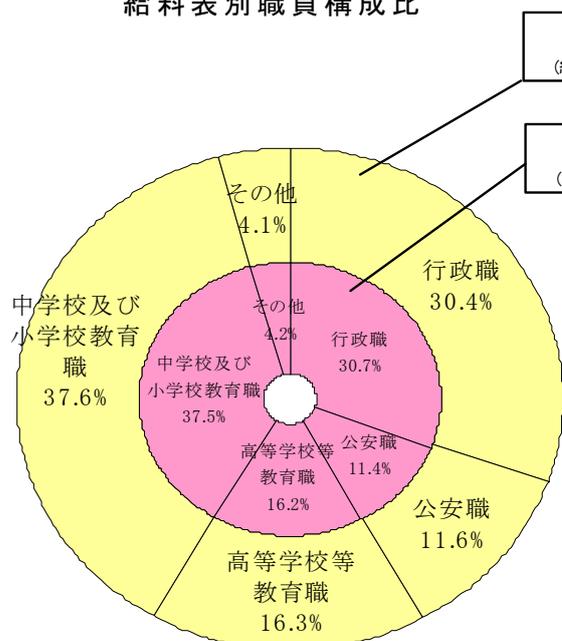
また、職員の平均年齢は43.9歳、平均経験年数は21.8年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は44.3歳（昨年44.2歳）、平均経験年数は22.8年（同22.7年）となっている。（参考資料第1表）

### 給料表別職員数等

区分 給料表	職員数（構成比）		平均年齢		平均経験年数	
	平成21年 人	平成20年 人	平成21年 歳	平成20年 歳	平成21年 年	平成20年 年
行政職	3,843 (30.4%)	3,939 (30.7%)	44.3	44.2	22.8	22.7
公安職	1,462 (11.6%)	1,456 (11.4%)	40.2	40.8	19.2	19.9
海事職	48 (0.4%)	54 (0.4%)	40.6	42.7	20.7	22.9
研究職	248 (2.0%)	246 (1.9%)	43.1	42.9	20.1	19.8
医療職（1）	39 (0.3%)	24 (0.2%)	43.0	46.5	17.4	20.4
医療職（2）	120 (0.9%)	142 (1.1%)	43.7	44.6	20.9	22.0
医療職（3）	69 (0.5%)	70 (0.5%)	44.1	44.6	21.7	22.1
高等学校等教育職	2,066 (16.3%)	2,077 (16.2%)	43.5	43.3	20.9	20.7
中学校及び小学校教育職	4,753 (37.6%)	4,807 (37.5%)	45.0	44.7	22.3	22.0
合計	12,648 (100.0%)	12,815 (100.0%)	43.9	43.8	21.8	21.7

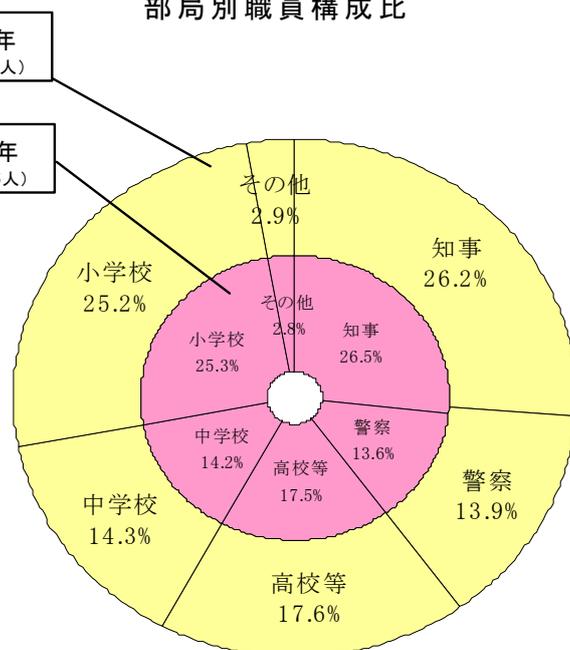
（注）構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



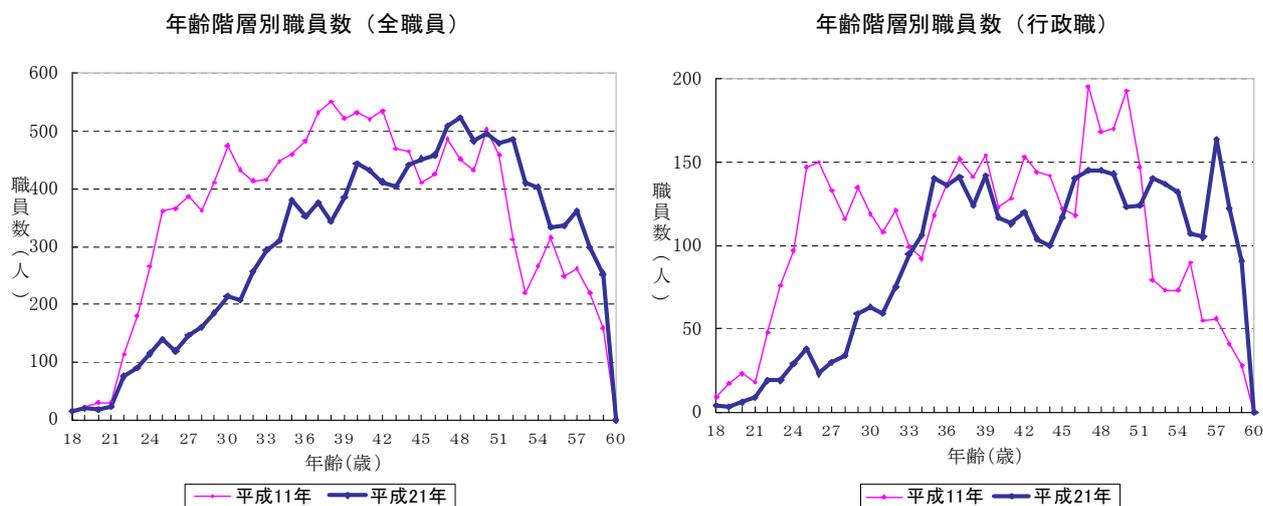
（参考資料第1表）

部局別職員構成比



（参考資料第2表）

年齢階層別の職員数を10年前と比較してみると、近年の採用者数の抑制を受けて職員数が減少する中、平均年齢は全職員で3.4歳、行政職では4.4歳上昇している。  
(参考資料第4表)



## (2) 職員の給与

平成21年4月分の職員の平均給与月額、特例条例による減額措置前（以下「減額措置前」という。）では404,778円であり、特例条例による減額措置後（以下「減額措置後」という。）では379,648円となっている。

また、行政職の職員の平均給与月額（以下「職員給与」という。）は、減額措置前では382,414円で、昨年に比べ2,023円減少（△0.5%）しており、減額措置後では358,026円で1,933円の減少（△0.5%）となっている。

職員の平均年齢が昨年に比べ高くなっているにも関わらず、平均給与月額が減少しているのは、平成18年4月の給料表の切替に伴う経過措置により支給されている差額<sup>(注)</sup>（以下「切替に伴う差額」という。）が減少していることによる。

(参考資料第7表)

(注) 国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われた。

本県においても、国に準じて給料表の引下げ改定が行われている。

### ○経過措置の内容

改定後の給料表の適用の日（平成18年4月1日）における給料月額が、その前日に受けていた給料月額（切替前給料月額）に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が、昇給等により切替前給料月額に達するまでの間、その差額を支給する。

### 職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
給 料	円 375,616	円 377,976	円 353,262	円 355,432
管 理 職 手 当	6,331	6,270	7,693	7,559
扶 養 手 当	11,699	11,899	13,074	13,211
地 域 手 当	422	312	599	513
住 居 手 当	3,606	3,452	2,353	2,311
特 地 勤 務 手 当	4,650	4,816	3,434	3,554
そ の 他	2,454	1,907	1,999	1,857
合 計	404,778 (379,648)	406,632 (381,357)	382,414 (358,026)	384,437 (359,959)

- (注) 1 合計の欄の( )は減額措置後の額である。  
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。  
 4 その他は、初任給調整手当等である。

## 2 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内229の民間事業所のうちから層化無作為抽出法<sup>(注)</sup>により抽出した126事業所を対象に「平成21年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち121事業所の調査を完了した。  
 (参考資料第19表)

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.0%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,719人及び研究員、医師等職種1,268人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

- (注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

## (1) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.2%と昨年（38.0%）に比べて半減し、ベースアップを中止した事業所は35.7%（昨年16.9%）と倍増している。

また、一般の従業員について、定期昇給を実施した事業所の割合は65.5%と昨年（79.7%）に比べて減少しており、昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は26.0%（昨年45.4%）と大幅に減少している。さらに、定期昇給を停止した事業所の割合は15.1%（同1.7%）と著しく増加している。

### 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	17.2 (38.0)	35.7 (16.9)	1.2 (0.9)	45.9 (44.2)
課長級	17.8 (25.8)	23.4 (19.2)	1.9 (0.9)	56.9 (54.1)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。  
2 ( ) 内の数字は、平成20年の割合である。

### 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	80.6 (81.4)	65.5 (79.7)	26.0 (45.4)	12.7 (16.1)	26.8 (18.2)	15.1 ( 1.7)	19.4 (18.6)
課長級	67.5 (67.6)	54.6 (64.1)	22.7 (38.5)	12.1 (12.4)	19.8 (13.2)	12.9 ( 3.5)	32.5 (32.4)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。  
2 ( ) 内の数字は、平成20年の割合である。

## (2) 雇用調整の実施状況

平成21年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は55.7%と昨年（23.1%）に比べて倍増している。特に、残業の規制、一時帰休・休業、賃金カットを行った民間事業所が大幅に増加するなど、極めて厳しい経営環境にあることがうかがえる。

## 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項目	採用の停止・抑制	転籍 出向	希望退職者の募集	正社員の解雇	部門整理・部門間配転	委託・非正規社員へ転換	非正規社員の契約更新の中止・解雇	残業の規制	一時帰休・休業	ワークシェアリング	賃金カット	計
実施事業所割合	17.0 (9.6)	2.2 (2.4)	11.3 (4.5)	7.0 (0.0)	4.5 (6.9)	0.0 (1.0)	24.9 (-)	24.6 (4.8)	26.9 (0.9)	2.8 (-)	11.9 (1.0)	55.7 (23.1)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。  
2 ( ) 内の数字は、平成20年の割合である。

### 3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で△0.1%、松江市で0.0%であり昨年同時期とほぼ同水準であった。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ157,450円、195,590円及び233,750円となっている。  
(参考資料第29表、第30表)

### 4 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成20年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、99.4であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.9となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

#### 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成20年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	6
100以上102未満	13
98以上100未満	17
96以上 98未満	5
94以上 96未満	3
94未満	3
都道府県平均指数	99.4
島根県	92.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

## 5 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。  
(参考資料第20表)

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与373,191円に対して職員給与は減額措置前では384,058円であり、10,867円（2.83%）上回っているが、減額措置後では359,556円であり、逆に13,635円（3.79%）下回っている。

(参考資料第16表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差
			A - B ((A-B)/B×100)
373,191円	減額措置前	384,058円	△ 10,867円 ( △2.83%)
	減額措置後	359,556円	13,635円 ( 3.79%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の額とは異なっている。

### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額に相当していた。これは、昨年

(4.01月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.25月)を0.60月分下回っている。(参考資料第27表)

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(4.00月分)と比べても、民間の支給割合が0.35月分下回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.65月分	4.25月分 (4.00月分)	△0.60月分 (△0.35月分)

(注) ( )内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.25月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

## 6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月11日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。(参考資料6)

### 【職員の給与等に関する報告・勧告】

#### (1) 民間給与との較差に基づく給与改定

##### ア 公務員給与と民間給与の実態

##### (ア) 公務員給与の状況

民間給与との比較対象である行政職俸給表(一)適用者(157,357人、平均年齢41.5歳)の本年4月における平均給与月額(391,770円)となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(277,655人、平均年齢41.9歳)では406,463円となっている。

##### (イ) 民間給与の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年(2019年)に比べて大幅に減少している。また、定期昇給の額が昨年(2019年)に比べて増額となっている事業所の割合が昨年(2019年)に比べて減少しているの

に対し、減額となっている事業所の割合は増加している。

さらに、平成21年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は50.2%で、その内容は残業の規制、採用の停止・抑制、非正規社員の契約更新の中止・解雇の順になっている。

## イ 民間給与との比較

### (ア) 月例給

公務においては行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種の者について、4月分の給与額の比較(ラスパイレス方式)を行ったところ、公務員給与が民間給与を863円(0.22%)上回った。

国の公務員給与と全国の民間給与との較差

民間給与(A)	公務員給与(B)	較 差	
		A - B	((A-B)/B×100)
390,907円	391,770円	△ 863円	( △0.22%)

(注) 民間、公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### (イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額 $4.17$ 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給を0.33月分上回っていた。

## ウ 本年の給与の改定

### (ア) 俸給表

本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮して引下げ改定を行うこととする。

改定に当たっては、基本的に各俸給月額について平均0.2%の引下げとするが、1級から3級までの一部の俸給月額については引下げを行わないこととする。一方、7級以上については平均0.3%の引下げとする。また、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)附則第11条の規定による俸給(経

過措置額)の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象として引き下げることとし、その引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に調整率(△0.24%)<sup>(注)</sup>を考慮して定めた100分の99.76を乗じて得た額とする。

また、行政職俸給表(一)以外の俸給表(医療職俸給表(一)及び任期付研究員俸給表(若手育成型)を除く。)についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に、所要の改定を行うこととする。

(注)行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率。

#### (イ) 自宅に係る住居手当

主に自宅の維持管理費用を補てんする趣旨で昭和49年に設けられたが、創設以来手当額の改定が行われないなど、公務部内でその趣旨が定着しなかったことにかんがみ、平成15年に住宅の新築・購入後5年に限り支給される手当のみを残して廃止したものであるが、当該存置した手当についても、措置しておく必要性が認められないことから、廃止することとする。

#### (ウ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.35月分引き下げ、4.15月分とする。本年度については、6月期において凍結した支給月数分(0.2月分)を減じた月数(0.15月分)を12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこととする。来年度以降においては、本年の公務の6月期の支給状況及び民間の特別給の支給状況を参考に6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることとする。

国の一般職員の支給月数

		6月期	12月期
21年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.5月(現行1.6月)
	勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.7月(現行0.75月)
22年度	期末手当	1.25月	1.5月
以降	勤勉手当	0.7月	0.7月

※本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当

## (エ) 超過勤務手当の支給割合等

労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）の平成22年4月1日の施行を踏まえ、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合の引上げ分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（代替休）を指定することができる制度を新設する（平成22年4月1日実施）。

## (オ) 改定の実施時期等

公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、超過勤務手当の支給割合等の改定は、平成22年4月1日から施行する。

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、本年4月の民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額に調整率（△0.24%）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして、本年12月期の期末手当の額において調整を行うこととする。

## (2) 給与構造改革の進捗状況等

### ア 給与構造改革の進捗状況

給与構造改革は、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきており、昨年までに当初導入を予定していた施策のすべてを制度化した。

### イ 地域別の民間給与との較差の状況

平成21年において、地域別にみて、国家公務員給与が民間給与を上回っている地域の中で、その較差が最も大きい地域の較差と全国の較差との差は給与構造改革前より減少し、地域別の較差は縮小の方向にある。

#### ウ 平成 23 年度以降の取組

勤務実績の給与への反映の推進については、新たな人事評価制度に基づく評価結果の給与への活用状況を踏まえつつ、必要に応じた見直しを検討することとする。

地域間給与配分の見直しについては、本府省等からの異動者に対する地域手当の異動保障や広域異動手当の新設が、地域別較差の算定基礎となる地域の国家公務員の平均給与月額に反映されている一方、同一地域に引き続き勤務する国家公務員にはこれらの改定等は影響しないことにも配慮した検討が必要となる。

平成 23 年度以降において残存する経過措置が段階的に解消されることに伴って生ずる制度改定原資については、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てることなどが考えられる。

また、公務員の高齢期の雇用問題に関連して、60 歳台前半の給与水準・給与体系について検討を早急に進めるとともに、在職期間の長期化に伴う給与制度上の様々な問題に対処していくことも求められる。

### (3) 公務員の高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

ア 雇用と年金の連携を図ることは公務・民間の共通の課題であり、既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け

イ 平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当。準備期間を勘案すれば、平成23年中には法制整備を図ることが必要。そのためには平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討を行う。

#### ウ 具体的な検討課題

##### (ア) 給与制度の見直し

60歳台前半の具体的な給与水準及び給与体系を設計し、併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直す。

##### (イ) 組織活力を維持するための施策

役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構

築等を検討

(ウ) その他の措置

特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入等について検討

## 【公務員人事管理に関する報告】

### (1) 公務員制度改革に関する基本認識

- ア 高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底することが肝要
- イ 政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持されることで、行政の専門性や公正な執行を確保
- ウ 労働基本権の在り方の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約等、幅広い観点からの慎重な検討・判断が必要

### (2) 主な個別課題と取組の方向

- ア 人材の確保・育成等  
採用試験の基本的な見直しを行い、時代の要請に応じた職業公務員を育成するとともに、人事評価制度の活用により能力及び実績に基づいた人事管理制度への転換を図り、あわせて人事交流の推進を図る。  
また、適材適所の弾力的な人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当
- イ 勤務環境の整備等  
非常勤職員制度の適正化、超過勤務の縮減、両立支援の推進、職員の健康の保持を図る。

## 7 むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

### (1) 月例給について

本県の民間事業所の状況を見ると、ベースアップの中止等の措置を行った事業所や一時帰休・休業等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年比べて大幅に増加するなど、厳しい経営環境がうかがえる。

また、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前では職員給与が民間給与を上回っており(2.83%)、昨年(2.52%)に比べその較差は拡大した。

一方、国は、月例給については俸給表(医療職(一)及び若年層を除く。)の引下げ改定及び自宅に係る住居手当の廃止を行うこととしている。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下に述べる改定を行う必要があると判断した。

#### ア 給料表

給料表については、切替に伴う差額の減少により職員の給料水準が段階的に引き下げられているにもかかわらず、前記のとおり県内の民間給与が減額措置前の職員給与を下回り、その較差が拡大し調整を要する状況となっているため、一定の引下げ改定を行う必要がある。

しかしながら、特例条例による給与の減額措置が継続中であり、減額措置後の職員給与が民間給与を下回っている中で、公務への有能な人材の確保や職員の士気の確保の観点等を総合的に勘案する必要がある。また医師の処遇の確保や、若年層への配慮は国と同様本県におい

ても必要であることから、給料表については、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、給料月額について上記の改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項の規定による給料（経過措置額）の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げることとし、その引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に行政職給料表の平均改定率（ $\Delta 0.17\%$ ）を考慮して定めた100分の99.83を乗じて得た額とする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うものとする。<sup>（注）</sup>

（注）国は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表を廃止しているため、当該俸給表にかかる勧告を行っていない。

## イ 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、同様の手当を支給している県内民間事業所が少ないこと等から、人事院勧告に準じて廃止することとする。

## （2）期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、本県の民間事業所における厳しい経営環境を反映して、民間の特別給の支給割合（3.65月分）は昨年（4.01月分）と比べて大幅に減少（ $\Delta 0.36$ 月分）している。このため職員の期末手当・勤勉手当の支給月数（4.25月分）は民間の支給割合を0.60月分上回っている。

また、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数（4.00月分）で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を0.35月分上回っていることが認められた。

一方、国は、支給月数を0.35月分引き下げ、4.15月分とすることとし

ている。

本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保しつつも、広く県民の理解を得るために地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると考えている。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合の減少に合わせ、0.35月分引き下げ3.9月分とすることが適当であると判断した。

なお、引下げに当たっては、平成22年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.15月分及び0.1月分引き下げ、勤勉手当についてはそれぞれ0.05月分ずつ引き下げることにするが、本年度については、6月期の期末手当・勤勉手当が支給済みであることから、12月期の期末手当を0.25月分引き下げ、勤勉手当については0.1月分引き下げることにする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることにする。

### (3) その他の手当等について

#### ア 時間外勤務手当等

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成22年4月から施行されることとなっているが、本県においても人事院勧告に準じて所要の措置を講ずる必要がある。

ただし、代替休制度<sup>(注)</sup>の新設については、地方公務員法の改正の動向を注視し、所要の措置を講ずることとする。

(注) 割増賃金率の引上げ分の支給に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇を取得することができる制度。国は、この制度を地方公務員に適用するための地方公務員法の改正を検討している。

#### イ 特地勤務手当

国は、平成21年3月にへき地学校等の指定基準を改正したことから、本県においても同基準との均衡を図るため特地公署の指定基準の見直しを検討する必要がある。

#### ウ 教育職員の給与等

平成19年3月の中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申「今後の教員給与の在り方について」において、教員に特有の手当等について見直しの必要性が指摘されたことを受け、文部科学省はメリハリを付けた教員給与体系の推進を図ることとしており、本年度も引き続き文部科学省予算において、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減が措置されたところである。

教員給与の見直しについては、本県においても今後とも国の動向を注視しつつ、職務や実績に見合った教育職員の処遇により教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定を行っていく必要がある。

### （４）改定に伴う調整について

今回の報告では国に準じて月例給の引下げ改定を行うこととしている。このような場合、本来であれば国が行う年間調整と同様の調整を行うことが適当であるが、職員給与について特例条例による減額措置が行われており、その影響で実際の職員給与の支給水準が民間給与を下回っていること等から、今回については上記の調整の実施を見合わせることもやむを得ないと考える。

### （５）人事管理上の課題について

#### ア 人材の確保・育成

いよいよ地方行政の重要性が増す中で、地方が主体的に良質な行政サービスを提供するためには、複雑かつ高度化する行政課題に的確に対処できる高い資質と使命感を有する優秀な人材を確保する必要がある。

る。

また、民間等異業種経験者、高度な専門的知識を有する者など多様な人材の確保も必要である。

このため、職員採用にあたっては、論理的思考力、応用力、企画力、創造力、交渉力といった能力や、行政課題を的確に捉え即座に挑戦する情熱などをより重視していく必要がある。

また、職員採用試験における応募者数は、採用予定者数の増減により多少の変動はあるものの、受験年齢人口の減少、民間企業志向、採用者数の抑制等により減少傾向にあり、人材確保上厳しい状況が続いている。

採用試験の実施にあたっては、県民のニーズに対応できるよう、年齢要件等の更なる拡大や、募集方法・広報活動の充実などに努めるとともに、引き続き、有能な人材を確保するための試験制度の見直し・改善に取り組む必要がある。

一方、大幅な人員削減への取り組みが行われている状況にあつて、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に重要になっている。

このため「島根県人材育成基本方針」に基づく、職員の資質向上のための研修や職場ぐるみの人材育成など具体的施策を確実に実施し、公務員としての使命感や責任感を醸成するとともに政策形成能力やコミュニケーション力など、業務を推進する上で必要な能力を更に向上させていく必要がある。

## イ 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある。

そのための基礎となるツールとしての人事評価制度は、職員の能力を的確に評価し、その結果を処遇に反映できるものでなければならな

い。

本県においては、人事評価制度は導入されているものの、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、評価結果が処遇に反映される仕組みとなっていない。

国においては、今年度から新たな人事評価制度が導入され、評価結果を昇任、昇給・勤勉手当などの給与、免職や降任などの分限処分、人材育成などに広く活用していくこととしている。

各任命権者においては、国の制度等も参考にしながら、人事管理の基礎として活用し得る効果的な人事評価制度を早急に整備し、有効に活用されることが求められる。

#### ウ 女性職員の登用

県政の推進にとって、女性職員の果たす役割が大変重要となっている。

女性職員の管理職への登用については、病院職員・教育職員・警察職員を除く管理職のうちの女性職員の割合は、平成19年度の2.6%が平成21年度には4.2%となるなど、年々向上してはいるが、引き続き意思形成過程への参加機会の充実や管理職への積極的登用などに取り組んでいく必要がある。

同時に、女性は、家事や育児等家庭生活における負担が大きいことから、各職場においては、仕事と生活の調和を積極的に推進し、女性が職務に専念できる環境を一層整備していく必要がある。

#### エ 両立支援の推進

仕事と生活の調和の推進は、職員が仕事に取り組む意欲を向上させつつ、家庭生活における責任を担うという観点から、重要な課題である。

本県においては、これまで育児・介護のための休暇や、育児休業制度等両立支援のための各種制度を整備してきたところであり、任命権

者はこれらを有効に活用していく必要がある。

特に、男性職員の育児休業等の取得促進は、男性の子育て参加の最初の重要な契機となるとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減するための重要な取組みである。任命権者においては、対象職員に対して個別に制度説明を行う等、周知を図る取組みが行われているところであるが、今後も、管理監督者を中心として、職場における育児休業等が取得しやすい環境づくりに引き続き努めるとともに、組織全体として対象職員に対する一層の支援を図る必要がある。

本年、人事院は仕事と生活の調和の推進の観点から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行うとともに、育児を行う職員の超過勤務の免除の制度及び介護のための短期休暇の制度の導入並びに子の看護休暇の期間等の拡充について措置していくことに言及した。

本県においても、両立支援はとりわけ重要な課題であることから、今後、国の動向を注視しつつ所要の措置を講じていく必要がある。

## オ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持、仕事と生活の調和及び公務能率の確保を図る上での重要な課題である。

任命権者においても、時間外勤務の縮減を重要な課題と位置づけており、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の様々な取組みが行われているところであるが、一人当たりの年間時間外勤務は、近年ほぼ横ばいの状態となっている。

本県では、平成21年4月より1日の勤務時間を7時間45分、1週間の勤務時間を38時間45分に短縮したところであるが、管理監督者は、職員それぞれの在庁時間、業務負荷の実態や、休暇取得の状況等を常に適切に把握する等マネジメント能力を一層向上させ、効率的な業務運営を図ることにより時間外勤務の縮減に努める必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても、日々の業務の効率化に努めると

ともに、自己の働き方を常に見直し、改善していく必要がある。

## カ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題である。

任命権者においては、研修の受講機会の拡大や、専門医師・臨床心理士によるストレスカウンセリング等の継続した取組みが行われており、また、昨年9月には、平成20年度からの3か年を計画期間とする新たな「島根県職員心の健康づくり計画」が策定されたところである。

しかしながら、退職者の総数に占める精神疾患を原因とする者の割合は依然として高いものとなっている。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、まず、職員一人ひとりが心の健康に関する正しい知識を持ち、その理解を深めることが重要である。このため、任命権者は、職員自らがストレスに早期に気づき、対処することができるための知識や情報を、より一層積極的に提供していく必要がある。

また、所属においては、職員同士がお互いにコミュニケーションを図りながら助け合う職場環境づくりが重要である。特に管理監督者は、メンタルヘルス対策が自らの重要な職責であることを認識して、職員の日々の勤務状況や健康状態を十分把握し、職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等の予防対策を行うことが重要である。

一方、メンタルヘルス対策は、一個人や一所属のみの問題ではなく、組織全体の問題であることから、引き続き人事部門・健康管理部門・研修部門が一層の連携を図り、相談体制の整備や研修等の予防対策、復職後の支援に継続して取り組み、より実効性を高めていく必要がある。

## キ 退職管理～高齢期の雇用問題～

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、平成25年度以降、年金支給開始までの間に職員が無収入となる期間が発生することとなる。

人事院では、公務能率を確保しながら65歳までの職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当とし、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策など検討すべき諸課題への対応を早急に進めることとしている。

本県においても、国等の動向や本県の人員削減計画等を踏まえながら、高齢期の雇用のあり方について検討を始める必要がある。

### (6) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

一方、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

## 第2章 職員の給与に関する勧告



## 第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（1）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員（県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員を含む。以下同じ。）に対する住居手当は、廃止すること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当について

###### (ア) 平成21年度の支給割合

- 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.05月分）、勤勉手当の支給割合を0.625月分（特定幹部職員にあつては0.825月分）とすること。
- 再任用職員については、平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.55月分）、勤勉手当の支給割合を0.35月分（特定幹部職員にあつては0.45月分）とすること。

###### (イ) 平成22年度の支給割合

- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.15月分及び1.4月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.95月分及び1.2月分）、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分ずつ（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.875月分ずつ）とすること。
- 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分及び0.75月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.5月分及び0.65月分）、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分ずつ（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.45月分ずつ）とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当について

ア 平成21年度の支給割合

平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

イ 平成22年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.6月分とすること。

## 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成21年度の支給割合

平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

イ 平成22年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.6月分とすること。

## 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職（1）給料表の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員（以下「減額改定対象外職員」という。）以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則等で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
海事職給料表	1 級	1号給から68号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
高等学校等 教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
中学校及び小学校 教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	特 2 級	1号給から4号給まで
第1号任期付研究員 に適用される給料表	-	1 号 給
特定任期付職員 に適用される給料表	-	1 号 給

## 5 改定の実施時期

これらの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の（2）のイの（イ）、2の（2）のイ及び3の（2）のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

## 別記第1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300

	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
再任	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
用職	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
員以	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
外の	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
職員	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				
	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900				
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400				
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100				
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800				
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500				
	85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000				
	86	239,700	295,900	344,700	386,100					
	87	240,400	296,300	345,200	386,700					
	88	241,100	296,700	345,700	387,300					

89	241,900	297,000	346,100	388,000						
90	242,400	297,400	346,600	388,600						
91	242,900	297,800	347,100	389,200						
92	243,400	298,200	347,600	389,800						
93	243,700	298,400	347,900	390,500						
94		298,800	348,400							
95		299,200	348,900							
96		299,600	349,400							
97		299,800	349,700							
98		300,200	350,200							
99		300,600	350,700							
100		301,000	351,200							
101		301,200	351,500							
102		301,600	351,900							
103		302,000	352,300							
104		302,400	352,700							
105		302,600	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,400	354,000							
108		303,800	354,400							
109		304,000	354,900							
110		304,400	355,300							
111		304,800	355,700							
112		305,200	356,100							
113		305,400	356,600							
114		305,800								
115		306,200								
116		306,600								
117		306,800								
118		307,100								
119		307,400								
120		307,700								
121		308,100								
122		308,400								
123		308,700								
124		309,000								
125		309,400								
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例附則第4項に規定する職員を除く。

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300	

	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900
	57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600
	58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300
	59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000
	60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700
	61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400
	62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800	
	63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400	
	64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000	
	65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700	
	66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300	
	67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900	
	68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500	
	69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200	
	70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800	
	71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400	
	72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000	
	73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700	
	74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300	
	75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900	
	76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500	
	77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200	
	78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000		
	79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600		
	80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200		
	81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800		
	82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400		
	83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000		
	84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600		
	85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200		
	86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900			
	87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500			
	88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100			
	89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700			
	90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300			
	91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900			
	92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500			
	93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100			
	94	303,000	327,200	355,400	390,400				
	95	304,300	328,600	356,900	391,000				
	96	305,600	330,000	358,400	391,600				
	97	306,700	331,400	359,800	392,100				
	98	307,900	332,800	361,000	392,700				
	99	309,100	334,200	362,200	393,300				
	100	310,300	335,600	363,400	393,900				
	101	311,500	337,100	364,700	394,400				
	102	312,600	338,400	365,800	395,000				
	103	313,700	339,700	367,000	395,600				
	104	314,800	341,000	368,200	396,200				

再任職員以外の職員

105	315,800	342,200	369,500	396,700						
106	316,500	343,300	370,100	397,200						
107	317,200	344,400	370,700	397,700						
108	317,900	345,500	371,300	398,200						
109	318,600	346,700	372,000	398,600						
110	319,300	347,700	372,600	399,100						
111	320,000	348,700	373,200	399,600						
112	320,700	349,700	373,800	400,100						
113	321,500	350,800	374,300	400,500						
114	322,300	351,800	374,900	401,000						
115	323,100	352,800	375,500	401,500						
116	323,900	353,800	376,100	402,000						
117	324,500	354,900	376,600	402,400						
118	325,300	355,500	377,200	402,900						
119	326,100	356,100	377,800	403,400						
120	326,900	356,700	378,400	403,900						
121	327,600	357,200	378,800	404,300						
122	328,100	357,700	379,400	404,800						
123	328,600	358,200	380,000	405,300						
124	329,100	358,700	380,600	405,800						
125	329,400	359,200	381,100	406,200						
126		359,700	381,600							
127		360,200	382,100							
128		360,700	382,600							
129		361,200	382,900							
130		361,700	383,400							
131		362,200	383,900							
132		362,700	384,400							
133		363,200	384,700							
134		363,700	385,200							
135		364,200	385,700							
136		364,700	386,200							
137		365,000	386,500							
138		365,400	387,000							
139		365,900	387,500							
140		366,400	388,000							
141		366,700	388,300							
142		367,200								
143		367,700								
144		368,200								
145		368,500								
再任用職員		240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100

備考 この表は、警察官に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,000	216,200	260,300	313,100	355,700
	2	139,000	218,300	262,100	315,600	358,200
	3	140,100	220,400	263,900	318,100	360,700
	4	141,100	222,500	265,700	320,600	363,200
	5	142,100	224,500	267,300	323,100	365,600
	6	143,400	226,600	269,300	325,600	368,800
	7	144,700	228,700	271,300	328,100	372,000
	8	146,000	230,800	273,300	330,500	375,200
	9	147,100	233,000	275,200	333,000	378,200
	10	149,100	234,900	278,000	335,500	381,300
	11	151,000	236,800	280,700	338,000	384,400
	12	152,900	238,700	283,300	340,500	387,500
	13	155,000	240,600	286,000	343,000	390,500
	14	157,000	242,500	288,800	345,500	393,300
	15	158,900	244,400	291,600	348,000	396,100
	16	160,800	246,300	294,300	350,500	398,900
	17	162,900	248,200	296,900	353,000	401,800
	18	165,200	250,100	299,500	355,500	403,900
	19	167,500	252,000	302,100	358,000	406,000
	20	169,800	253,900	304,700	360,500	408,100
	21	172,200	255,600	307,200	363,000	410,000
	22	174,700	257,300	308,900	365,400	412,000
	23	177,100	259,000	310,600	367,700	414,000
	24	179,600	260,700	312,300	370,100	416,000
	25	181,800	262,500	313,900	372,600	417,800
	26	184,200	264,300	315,800	375,000	419,500
	27	186,600	266,100	317,700	377,400	421,300
	28	189,100	267,900	319,600	379,800	423,100
	29	191,600	269,600	321,300	382,000	424,700
	30	194,200	271,300	323,100	384,200	426,400
	31	196,900	273,000	324,900	386,400	428,100
	32	199,500	274,700	326,700	388,600	429,800
	33	201,900	276,100	328,300	390,700	431,400
	34	204,600	277,800	329,900	392,500	432,700
	35	207,300	279,400	331,400	394,300	434,000
	36	210,000	281,000	333,000	396,100	435,300
	37	212,600	282,400	334,700	398,000	436,700
	38	214,200	283,800	336,300	399,500	437,700
	39	215,800	285,200	337,900	401,000	438,700
	40	217,400	286,600	339,500	402,500	439,700
	41	218,900	288,000	341,000	403,800	440,600
	42	220,400	289,300	342,500	405,200	441,400
	43	221,900	290,500	344,000	406,600	442,200
	44	223,400	291,700	345,500	408,000	443,000
	45	225,000	293,000	347,100	409,500	443,700
	46	226,100	294,400	348,500	410,900	444,400
	47	227,200	295,800	349,900	412,300	445,100
	48	228,300	297,200	351,300	413,700	445,800

再任用職員以外の職員	49	229,500	298,700	352,600	415,100	446,500	
	50	230,400	299,800	354,100	416,000	447,200	
	51	231,300	300,900	355,600	416,900	447,900	
	52	232,200	302,000	357,100	417,800	448,600	
	53	233,100	303,200	358,500	418,400	449,300	
	54	234,000	304,300	359,900	419,000	450,000	
	55	234,900	305,400	361,300	419,600	450,700	
	56	235,800	306,500	362,700	420,200	451,400	
	57	236,800	307,700	363,900	420,800	452,100	
	58	237,700	308,800	365,200	421,400	452,800	
	59	238,600	309,900	366,400	422,000	453,500	
	60	239,500	311,000	367,700	422,600	454,200	
	61	240,400	311,900	368,900	423,200	454,800	
	62	241,300	312,700	369,500	423,800	455,500	
	63	242,200	313,500	370,100	424,400	456,200	
	64	243,100	314,300	370,700	425,000	456,900	
	65	243,700	314,900	371,100	425,600	457,400	
	66	244,400	315,600	371,600	426,200	458,100	
	67	245,100	316,300	372,100	426,800	458,800	
	68	245,800	317,000	372,600	427,400	459,500	
	69	246,200	317,800	373,200	428,100	460,000	
	70	246,900		373,700	428,700	460,700	
	71	247,500		374,200	429,300	461,400	
	72	248,200		374,700	429,900	462,100	
	73	248,800		375,300	430,600	462,600	
	74	249,500		375,800	431,200		
	75	250,200		376,300	431,800		
	76	250,900		376,800	432,400		
	77	251,600		377,400	433,100		
	78	252,300		377,900	433,800		
	79	252,900		378,400	434,500		
	80	253,500		378,900	435,200		
	81	254,000		379,500	435,700		
	82	254,500		380,000	436,400		
	83	255,000		380,500	437,100		
	84	255,500		381,000	437,800		
	85	255,800		381,600	438,300		
	86			382,100	439,000		
	87			382,600	439,700		
	88			383,100	440,400		
	89			383,700	440,900		
	90			384,200			
	91			384,700			
	92			385,200			
	93			385,800			
	94			386,300			
	95			386,800			
	96			387,300			
	97			387,900			
	98			388,400			
	99			388,900			
	100			389,400			
	101			390,000			
	再任用職員		219,200	249,400	283,700	325,900	355,700

備考 この表は、試験船、実習船等に乗る職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800

	41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300
	45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400
	46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000
	47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600
	48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200
	49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900
	50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400
	51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800
	52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300
	53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600
	54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800
	55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000
	56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200
	57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400
	58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400
	59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400
再任用職員以外の職員	60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400
	61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500
	62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400
	63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300
	64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200
	65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200
	66	251,200	312,700	389,000	444,200	535,100
	67	252,600	313,800	389,800	445,100	536,000
	68	254,000	314,900	390,600	446,000	536,900
	69	255,300	316,100	391,400	446,700	537,900
	70	256,800	317,200	392,100	447,600	538,800
	71	258,300	318,300	392,800	448,500	539,700
	72	259,800	319,400	393,500	449,400	540,600
	73	261,200	320,500	394,300	450,100	541,600
	74	262,600	321,600	395,000		
	75	264,000	322,700	395,700		
	76	265,400	323,800	396,400		
	77	266,500	324,900	397,200		
	78	267,800	325,900	397,900		
	79	269,100	326,900	398,600		
	80	270,400	327,900	399,300		
	81	271,800	329,000	400,000		
	82	273,100	329,800	400,700		
	83	274,400	330,500	401,400		
	84	275,700	331,300	402,100		
	85	276,900	332,200	402,700		
	86	278,200	332,800	403,400		
	87	279,500	333,400	404,100		
	88	280,800	334,000	404,800		

	89	281,900	334,400	405,400		
	90	283,100	335,000			
	91	284,300	335,600			
	92	285,500	336,200			
	93	286,600	336,600			
	94	287,600	337,100			
	95	288,600	337,600			
	96	289,600	338,100			
	97	290,400	338,700			
	98	291,300	339,200			
	99	292,200	339,700			
	100	293,100	340,200			
	101	294,000	340,800			
	102	294,700	341,300			
	103	295,400	341,800			
	104	296,100	342,300			
	105	296,900	342,900			
	106	297,400	343,400			
	107	297,900	343,900			
	108	298,400	344,400			
	109	298,900	345,000			
	110	299,300	345,500			
	111	299,700	346,000			
	112	300,100	346,500			
	113	300,500	347,100			
	114	300,900	347,600			
	115	301,300	348,100			
	116	301,700	348,600			
	117	302,100	349,200			
	118	302,500	349,700			
	119	302,900	350,200			
	120	303,300	350,700			
	121	303,600	351,300			
再任用職員		216,500	262,200	288,300	332,000	392,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 医 療 職 給 料 表

### イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500
	49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100
	50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500
	53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100
	54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800	
	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500	
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200	
	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800	
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500	
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200	
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900	
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400	
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000	
	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700	
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400	
	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900	
	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400		
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100		
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800		
	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300		
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900		
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500		
	72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100		
	73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800		
	74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400		
	75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000		
	76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600		
	77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300		
	78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900		
	79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500		
	80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800		
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400		
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000		
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600		
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300		
86		292,600	330,100	352,100			
87		292,900	330,400	352,500			
88		293,200	330,800	352,900			
89		293,600	331,300	353,400			
90		293,900	331,700	353,800			
91		294,200	332,100	354,200			
92		294,500	332,500	354,600			
93		294,900	333,000	355,100			
94		295,200	333,400	355,500			
95		295,500	333,800	355,900			
96		295,800	334,200	356,300			
97		296,200	334,400	356,800			
98		296,500	334,800	357,200			
99		296,800	335,200	357,600			
100		297,100	335,600	358,000			
101		297,500	335,800	358,500			
102		297,800	336,200	358,900			
103		298,100	336,600	359,300			
104		298,400	337,000	359,700			
105		298,700	337,200	360,200			
106			337,600				
107			338,000				
108			338,400				
109			338,600				
110			339,000				
111			339,400				
112			339,800				
113			340,000				
再任用職員	187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに中学校及び小学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	379,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	
	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000	
	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900	
	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800	
	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700	
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600	
	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400	
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200	
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000	
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800	
	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900		
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600		
	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300		
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100		
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700		
	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300		
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900		
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500		
	78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100		
	79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700		
	80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300		
再任	81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800		
用職	82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400		
員以	83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000		
外の	84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600		
職員	85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100		
	86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700		
	87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300		
	88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900		

89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			
128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			
132	303,900	336,300			
133	304,100	336,600			
134	304,500	337,000			
135	304,900	337,400			
136	305,300	337,800			

	137	305,500	338,100					
	138	305,900	338,500					
	139	306,300	338,900					
	140	306,700	339,300					
	141	306,900	339,600					
	142	307,300	340,000					
	143	307,700	340,400					
	144	308,100	340,800					
	145	308,300	341,100					
	146	308,700	341,500					
	147	309,100	341,900					
	148	309,500	342,300					
	149	309,700	342,600					
	150	310,000	343,000					
	151	310,300	343,400					
	152	310,600	343,800					
	153	311,000	344,100					
	154	311,300						
	155	311,600						
	156	311,900						
	157	312,300						
	158	312,600						
	159	312,900						
	160	313,200						
	161	313,600						
	162	313,900						
	163	314,200						
	164	314,500						
	165	314,900						
	166	315,200						
	167	315,500						
	168	315,800						
	169	316,200						
再任用職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	380,000	467,000
	25	195,900	244,300	381,900	468,800
	26	197,600	247,100	383,900	470,500
	27	199,300	249,900	385,900	472,200
	28	201,000	252,700	387,900	473,900
	29	202,500	255,500	389,800	475,700
	30	204,200	258,100	391,800	477,400
	31	205,900	260,700	393,800	479,000
	32	207,600	263,300	395,800	480,700
	33	209,200	265,700	397,700	482,400
	34	211,000	268,300	399,400	483,400
	35	212,800	270,800	401,200	484,400
	36	214,600	273,300	403,000	485,400
	37	216,300	275,800	404,600	486,500
	38	218,100	278,400	406,200	
	39	219,900	281,000	407,800	
	40	221,700	283,600	409,400	
	41	223,600	286,100	411,100	
	42	225,400	288,700	412,700	
	43	227,200	291,200	414,300	
	44	229,000	293,700	415,900	
	45	230,900	296,000	417,600	
	46	232,600	298,700	419,200	
	47	234,300	301,400	420,800	
	48	236,000	304,100	422,400	

	49	237,600	306,600	424,100
	50	239,300	309,100	425,700
	51	241,000	311,600	427,300
	52	242,700	314,100	428,900
	53	244,100	316,500	430,600
	54	245,800	318,700	432,200
	55	247,400	320,900	433,800
	56	249,100	323,100	435,400
	57	250,600	325,400	437,100
	58	252,200	327,600	438,700
	59	253,800	329,800	440,200
	60	255,400	331,900	441,800
	61	257,000	334,100	443,500
	62	258,600	336,300	445,100
	63	260,200	338,500	446,700
	64	261,700	340,700	448,300
	65	263,200	342,900	450,000
	66	264,900	345,100	451,600
	67	266,500	347,300	453,200
	68	268,200	349,500	454,800
	69	269,700	351,500	456,400
	70	271,200	353,600	458,000
	71	272,700	355,700	459,600
	72	274,200	357,800	461,200
	73	275,500	359,800	462,700
	74	276,900	361,800	463,700
	75	278,300	363,800	464,700
	76	279,700	365,700	465,700
	77	281,100	367,700	466,500
	78	282,300	369,400	
	79	283,500	371,100	
	80	284,700	372,800	
	81	286,000	374,500	
	82	287,200	376,000	
	83	288,400	377,500	
	84	289,600	379,000	
	85	290,900	380,500	
	86	292,100	382,000	
	87	293,300	383,500	
	88	294,500	385,000	
	89	295,700	386,500	
	90	296,900	387,900	
	91	298,100	389,300	
	92	299,300	390,700	
	93	300,300	392,200	
	94	301,500	393,500	
	95	302,700	394,800	
	96	303,900	396,100	
	97	304,900	397,500	
	98	306,000	398,600	
	99	307,100	399,700	
	100	308,200	400,800	
	101	309,100	401,900	
	102	310,200	403,000	
	103	311,300	404,100	
	104	312,400	405,200	

再任教職  
用育員以  
外の教育  
職員

105	313,300	406,100		
106	314,200	407,100		
107	315,100	408,100		
108	316,000	409,100		
109	317,000	410,000		
110	317,600	410,900		
111	318,200	411,800		
112	318,800	412,700		
113	319,500	413,400		
114	320,000	414,200		
115	320,500	415,000		
116	321,000	415,800		
117	321,600	416,600		
118	322,100	417,400		
119	322,600	418,100		
120	323,100	418,900		
121	323,700	419,700		
122	324,200	420,200		
123	324,700	420,700		
124	325,200	421,200		
125	325,800	421,600		
126	326,200	422,100		
127	326,600	422,600		
128	327,000	423,100		
129	327,300	423,500		
130	327,700	424,000		
131	328,100	424,500		
132	328,500	425,000		
133	328,700	425,400		
134	329,000	425,900		
135	329,300	426,400		
136	329,600	426,900		
137	330,000	427,300		
138	330,200			
139	330,500			
140	330,800			
141	331,100			
142	331,400			
143	331,700			
144	332,000			
145	332,300			
146	332,600			
147	332,900			
148	333,200			
149	333,400			
150	333,700			
151	334,000			
152	334,300			
153	334,500			
再任用教育職員	234,900	278,900	337,300	423,800

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舍指導員、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校及び小学校教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	413,400
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	415,000
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	416,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	418,200
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,900
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	421,500
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	423,100
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,700
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	426,200
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	427,600
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	429,000
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	430,400
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,800
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	433,200
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	434,600
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	436,000
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	437,300
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,700
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	440,000
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	441,400
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,700
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	444,100
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	445,500
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,900
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	448,200
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	449,500
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,800
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	452,100
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	453,400
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	454,600
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,800
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	457,000
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	458,200
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	459,100
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	460,000
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,900
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,800
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	
	41	222,600	255,500	353,500	377,700	
	42	224,400	258,100	355,300	379,300	
	43	226,200	260,700	357,100	380,900	
	44	228,000	263,300	358,900	382,500	
	45	229,900	265,700	360,700	384,100	
	46	231,600	268,300	362,400	385,700	
	47	233,300	270,800	364,100	387,300	
	48	235,000	273,300	365,700	388,900	
	49	236,700	275,800	367,400	390,400	
	50	238,400	278,400	369,100	391,900	
	51	240,100	281,000	370,800	393,400	
	52	241,800	283,600	372,500	394,900	

	53	243,100	286,100	374,200	396,500
	54	244,800	288,700	375,700	397,900
	55	246,400	291,200	377,200	399,200
	56	248,100	293,700	378,700	400,600
	57	249,600	296,000	380,200	402,100
	58	251,100	298,700	381,600	403,500
	59	252,600	301,400	383,000	404,900
	60	254,100	304,100	384,400	406,300
	61	255,700	306,600	385,800	407,600
	62	257,200	309,100	387,100	409,000
	63	258,700	311,600	388,400	410,400
	64	260,100	314,100	389,700	411,800
	65	261,400	316,500	391,000	413,000
	66	263,000	318,700	392,200	414,200
	67	264,600	320,900	393,400	415,400
	68	266,100	323,100	394,600	416,600
	69	267,800	325,400	395,800	417,700
	70	269,300	327,600	397,000	418,900
	71	270,800	329,800	398,200	420,100
	72	272,300	331,900	399,400	421,300
再任 教員 以外 の教 育職 員	73	273,600	334,100	400,600	422,300
	74	274,900	336,300	401,700	423,100
	75	276,200	338,500	402,800	423,900
	76	277,500	340,700	403,900	424,700
	77	278,900	342,700	405,000	425,600
	78	280,100	344,600	406,000	426,400
	79	281,300	346,500	407,000	427,200
	80	282,500	348,400	408,000	428,000
	81	283,800	350,200	409,000	428,800
	82	285,000	352,000	409,800	429,500
	83	286,200	353,800	410,600	430,200
	84	287,400	355,600	411,400	430,900
	85	288,500	357,300	412,200	431,600
	86	289,500	359,000	413,000	432,300
	87	290,500	360,700	413,800	433,000
	88	291,500	362,400	414,600	433,700
	89	292,600	364,100	415,400	434,400
	90	293,500	365,400	416,100	435,100
	91	294,400	366,800	416,800	435,800
	92	295,300	368,200	417,500	436,500
	93	296,000	369,700	418,100	437,000
	94	296,800	371,000	418,800	
	95	297,600	372,300	419,500	
	96	298,400	373,600	420,200	
	97	299,300	375,000	420,900	
	98	300,100	376,100	421,500	
	99	300,900	377,200	422,100	
	100	301,700	378,300	422,600	
	101	302,600	379,500	423,100	
	102	303,100	380,600	423,700	
	103	303,600	381,700	424,300	
	104	304,100	382,800	424,800	
	105	304,600	383,800	425,300	
	106	305,000	384,800	425,900	
	107	305,400	385,800	426,500	
	108	305,800	386,800	427,000	
	109	306,000	387,700	427,500	
	110	306,400	388,700		
	111	306,800	389,700		
	112	307,200	390,700		

113	307,400	391,500			
114	307,700	392,400			
115	308,000	393,300			
116	308,300	394,200			
117	308,600	395,200			
118	308,900	396,000			
119	309,200	396,800			
120	309,500	397,600			
121	309,700	398,400			
122	310,000	399,200			
123	310,300	400,000			
124	310,600	400,800			
125	310,800	401,500			
126		402,200			
127		402,900			
128		403,600			
129		404,400			
130		405,100			
131		405,800			
132		406,500			
133		407,000			
134		407,600			
135		408,200			
136		408,800			
137		409,200			
138		409,800			
139		410,400			
140		411,000			
141		411,400			
142		412,000			
143		412,600			
144		413,200			
145		413,600			
146		414,200			
147		414,800			
148		415,400			
149		415,800			
再任用 教職員	226,000	275,500	303,200	330,400	413,400

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

別記第 3

第 4 条第 1 項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000



## 給与等に関する参考資料

# 目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考-2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考-3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考-4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考-10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経歴年数	参考-14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考-16
第7表	給料表別平均給与月額	参考-17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考-18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考-19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考-20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考-21
第12表	通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	参考-22
第13表	給料表別地域手当支給状況	参考-23
第14表	任期付研究員の給料表別、号給別人員	参考-24
第15表	特定任期付職員の号給別人員	参考-24
第16表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考-24
第17表	給料表別退職者等の状況	参考-25
第18表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考-25
2	民間給与実態調査の概要	参考-26
第19表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-27
第20表	民間との給与比較における対応関係	参考-27
第21表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考-28
第22表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考-36
第23表	民間における初任給の改定状況	参考-36
第24表	民間における昇給制度の状況	参考-37
第25表	民間における家族手当の支給状況	参考-37
第26表	民間における住宅手当の支給状況	参考-37
第27表	民間における特別給の支給状況	参考-38
第28表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-38
3	生計費及び労働経済関係	参考-39
第29表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考-39
第30表	労働経済指標	参考-40
4	人事管理関係	参考-42
第31表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考-42
第32表	時間外勤務の状況	参考-42
第33表	育児休業・介護休暇の取得状況	参考-43
第34表	私傷病休暇・私傷病休職の状況	参考-44
5	勧告による改定の概要	参考-45
6	人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子	参考-47
	給与勧告の骨子	参考-47
	公務員人事管理に関する報告の骨子	参考-49
	国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子	参考-50

## 1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成21年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成21年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成21年4月1日に在職するもの

- (ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）
- (イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）
- (ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）
- (エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）
- (オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

- (ア) 休職期間中の職員
- (イ) 育児休業期間中の職員
- (ウ) 平成21年4月1日付けで退職した職員
- (エ) 再任用職員

### (3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

### (4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均 年齢	平均経験 年数
				男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
		人	%	%	%	%	%	%	%	歳	年
全給料表	21年	12,648	100.0	66.0	34.0	79.0	6.1	14.8	0.1	43.9	21.8
	20年	12,815	100.0	66.3	33.7	78.3	6.3	15.3	0.1	43.8	21.7
行政職	21年	3,843	30.4	77.4	22.6	60.9	10.0	29.0	0.1	44.3	22.8
	20年	3,939	30.7	77.9	22.1	60.1	10.1	29.6	0.2	44.2	22.7
(中小学校事務職)	21年	298	2.4	29.9	70.1	15.4	22.8	61.7	0.0	45.1	25.3
	20年	299	2.3	30.4	69.6	16.4	22.1	61.5	0.0	46.1	26.3
公安職	21年	1,462	11.6	95.9	4.1	52.8	1.6	45.6	0.0	40.2	19.2
	20年	1,456	11.4	96.0	4.0	51.0	1.4	47.5	0.0	40.8	19.9
海事職	21年	48	0.4	100.0	0.0	0.0	66.7	27.1	6.3	40.6	20.7
	20年	54	0.4	100.0	0.0	0.0	55.6	37.0	7.4	42.7	22.9
研究職	21年	248	2.0	86.3	13.7	95.6	2.4	2.0	0.0	43.1	20.1
	20年	246	1.9	87.0	13.0	95.9	2.4	1.6	0.0	42.9	19.8
医療職(1)	21年	39	0.3	87.2	12.8	100.0	0.0	0.0	0.0	43.0	17.4
	20年	24	0.2	87.5	12.5	100.0	0.0	0.0	0.0	46.5	20.4
医療職(2)	21年	120	0.9	55.0	45.0	77.5	21.7	0.8	0.0	43.7	20.9
	20年	142	1.1	50.0	50.0	69.7	29.6	0.7	0.0	44.6	22.0
(中小学校栄養職)	21年	16	0.1	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	44.6	23.2
	20年	30	0.2	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	46.2	25.0
医療職(3)	21年	69	0.5	1.4	98.6	78.3	21.7	0.0	0.0	44.1	21.7
	20年	70	0.5	1.4	98.6	78.6	21.4	0.0	0.0	44.6	22.1
高等学校等 教育職	21年	2,066	16.3	62.4	37.6	92.3	4.3	3.4	0.0	43.5	20.9
	20年	2,077	16.2	63.1	36.9	92.1	4.2	3.7	0.0	43.3	20.7
中学校及び 小学校教育職	21年	4,753	37.6	48.7	51.3	95.9	4.1	0.0	0.0	45.0	22.3
	20年	4,807	37.5	49.0	51.0	95.7	4.3	0.0	0.0	44.7	22.0

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。  
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局		知	議	人	監	教	勞	漁	警	大	高	中	小	計
給 料 表		事	会	員	査	育	働	業	察	学	校	学	学	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	21年	3,319	22	11	13	303	7	6	1,752	0	2,224	1,803	3,188	12,648
	20年	3,400	22	12	14	303	9	5	1,741	0	2,249	1,818	3,242	12,815
行 政 職	21年	2,875	22	11	13	163	7	6	272		176	96	202	3,843
	20年	2,967	22	12	14	164	9	5	268		179	93	206	3,939
(中小学校事務職)	21年											96	202	298
	20年											93	206	299
公 安 職	21年								1,462					1,462
	20年								1,456					1,456
海 事 職	21年	22				22			4					48
	20年	20				20			4		10			54
研 究 職	21年	216				20			12					248
	20年	215				20			11					246
医 療 職 (1)	21年	39												39
	20年	24												24
医 療 職 (2)	21年	102									2	5	11	120
	20年	109									3	12	18	142
(中小学校栄養職)	21年											5	11	16
	20年											12	18	30
医 療 職 (3)	21年	65				2			2					69
	20年	65				3			2					70
高 等 学 校 等 教 育 職	21年					20					2,046			2,066
	20年					20					2,057			2,077
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	21年					76						1,702	2,975	4,753
	20年					76						1,713	3,018	4,807

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						1	1		
2									
3									
4									
5	5					1	1		
6									1
7		13	2						
8		1							
9		4	3						
10		5	3	1					
11	2		39						
12			2						1
13	5	9	5					1	2
14		1	1						4
15	4	2	11						1
16		3	5						2
17	2	19	25						3
18		1	1						3
19	5	2	15						1
20	1	5	11						
21	5	26	50	1					
22		1	8	1					2
23	3	6	45					1	
24		3	10					1	
25	17	18	29	2				5	
26		2	7					6	
27	6	5	56	1				6	
28	1		11					7	
29	13	2	17	3				3	
30	3	1	14					4	
31	17	1	62	1				1	
32		2	16	4			1	2	
33	13	2	17	1			1		
34	1	1	10				1	3	
35	15		96				2		
36	2	1	13	11			1		
37	7		16	3			3		
38	2	1	9	6			2		
39	3		99	4			3		
40	2		15	1	1		4	1	
41	5		16	1			2		
42	2		16	6	1				
43	6		53	29					
44	1		12	6	1				
45	5		19	47	1				
46	1		27	10	2	1	2		
47	1	1	74	33	2				
48	1	1	9	8	2				
49	2		19	25	6	1	1		
50	2		13	15	3		2		
51	1		42	46		3			
52	3		7	8	5	7			
53	5		6	36	6	5			
54			4	51	4	7			
55	1		3	10	1	6			
56			5	34	13	2			
57			3	27	3	13			
58			9	8	2	7			
59			45	11	5	3			
60			4	28	30	27			
61			3	10	2	12			
62			5	5	10	11			
63				5	6	3			
64			3	45	54	40			
65			2	17	16	32			
66			4	13	10	41			
67			6	9	11	26			
68			11	49	68	13			
69			3	10	16	30			
70	1		3	9	14	61			
71			3	5	32	15			
72			6	39	77	21			
73			1	17	30	3			
74			3	6	30	16			
75			3	3	10	1			
76			1	16	30	12			

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			1	11	45	2			
78			3	1	16				
79			1	5	13				
80				11	52				
81				1	26				
82					24				
83			1	2	13				
84				11	60				
85				4	294				
86				2					
87			2	2					
88			1	3					
89				1					
90									
91									
92			1	2					
93				3					
94									
95									
96			1						
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109			1						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	171	139	1,179	796	1,047	423	27	41	20
								総数	3,843

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	12								
6									
7									
8									
9	3								
10									
11	17			1					
12									
13	1								
14									
15	8		3						
16			1						
17	1		3	1					
18									
19	12		8						
20			1	1					
21	32		3	1					
22		1	1						
23	8	27	8						
24			5						
25	7	6	8	2	1				
26	3	8	1						
27	23	18	5	1					
28	5	5	2						
29	13	10	1	1					
30	7	10	1						
31	4	14	7	3					
32	5	3	1	4					
33	7	9	7	1					
34	2	5	5	1					
35	6	13	9	4	2				
36	1	9	2		1				
37	3	9	4	3	1				2
38	1	6	6		2				
39	2	6	9	3					
40			4	2					1
41	2	8	8	2					1
42		1	2	1					
43	1	4	8	7	1				
44	1	1	4	1	1				
45	3	5	4	4	1				1
46	1	1	3	5	1				
47	2	5	3	2	3				
48		3	3	1	1				
49		3	2	3					
50	1	2	2	1	1				
51	1	3	4	3		1	1		
52				1	1				
53	1		3		1				
54	1		4	4	2				
55			8	6					
56	1		1	1	2	1	1		
57		1	5	2	2	1		1	
58			2	3				1	
59			5	4	1			3	
60			2	2	2				
61		1	1	1	5		2	15	
62			1	5	1	1			
63			5	3	3				
64				4	2				
65			3	3	3	2			
66			2	2	2	3	1		
67			2	1	2	2	7		
68			1	2	1	1	1		
69			1	1	2	2	2		
70			2	3	2	3	2		
71			4	2	2	3	2		
72			2	1	2	1	2		
73			3	3	6	2	7		
74			2	4	4		3		
75				4	5				
76			2	4	6	1	3		

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				4	4	3	9		
78			3	7	6	1			
79			1	3	5	5			
80			3	1	11				
81				3	13	2			
82			2	3	8	5			
83			1	4	5	4			
84			1	2	11	9			
85				3	9	56			
86			1	9	12				
87			1	6	3				
88				6	10				
89				9	6				
90			1	5	8				
91				2	7				
92			1	5	10				
93				13	67				
94				11					
95			2	6					
96				8					
97				1	2				
98				10					
99				5					
100			2	6					
101				4					
102				6					
103				2					
104				5					
105				3					
106			1	8					
107				3					
108				4					
109				7					
110				5					
111				3					
112				9					
113				8					
114				3					
115				4					
116				3					
117				4					
118				5					
119				2					
120				7					
121				1					
122				5					
123				2					
124			1	5					
125				23					
126									
127									
128									
129									
130			1						
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140			1						
141									
142									
143									
144									
145									
計	198	197	233	387	270	109	43	20	5
								総数	1,462

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10			1		
11					
12					
13	1				
14			2		
15	1		1		
16					
17					
18					
19		1			
20		1			
21					
22			1		
23				1	
24					
25	1				
26					
27					
28					
29	1				
30		1			
31					
32		1	1		
33					
34					
35			1		
36		1			
37				1	
38			1		
39	1				
40					
41				1	
42			1		
43	1				
44					
45					
46					
47			1		
48					
49					
50		1			
51			1		
52					
53	2				
54	1			1	
55				1	
56				1	
57				1	
58				1	
59				1	
60			1		
61					1
62					
63					
64	1				
65					
66					
67			1	1	
68					
69			1		
70					
71					
72			1	2	
73			1	1	
74					
75					
76					

級 号給	1	2	3	4	5
77			1		
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90			1		
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101				1	
計	10	6	21	10	1
総数	48				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1		2			
2					
3					
4					
5					
6					
7		3			
8					
9		1			
10					
11		2			
12					
13					
14					
15					
16					
17		1			
18					
19					
20					
21		3			
22					
23		1			
24					
25		7			
26					
27					
28			1		
29	1				
30			3		
31			1		
32					
33		3	2		
34			1		
35		2	1		
36					
37			2		
38		1	4		
39		2	2		
40			3		
41		2	7		
42					
43		3			
44		2	3		
45		4			
46					
47		5	2		
48			4		
49		1	2	1	
50				1	
51		7	3	5	
52			1	3	
53		1	1	2	
54			3		
55		7	1	2	
56				2	
57		3		1	
58			3		
59		6	3		
60					
61		1	1		
62			1	1	
63		6	1		
64			1		
65			4	1	
66		1	2	5	
67		7			
68		2			
69		1	2	1	
70			3		
71		4			
72			1	1	
73			9		
74			1		
75		5			
76		1	2		

級 号給	1	2	3	4	5
77		1	10		
78		2	1		
79					
80			3		
81			3		
82			1		
83			2		
84			3		
85			2		
86			1		
87					
88					
89			14		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	100	121	26	0
総数	248				

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1				1
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13			1	
14				
15				
16				
17				
18			3	
19				
20				
21	2			
22				
23		2	1	
24	1			
25	1			
26				
27		1	1	
28				
29	2			1
30				
31		1		
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39		1		
40				
41			1	
42				1
43				
44			1	
45				
46				1
47				
48				
49				
50				1
51				1
52				
53				
54				1
55				
56				
57				
58				2
59				
60				
61			1	1
62				1
63				2
64				
65				3
66			1	
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	9	8	16
	総数 39			

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7		4				
8						
9						
10						
11		4				
12						
13		1				
14		1				
15		1				
16			1			
17						
18		1				
19						
20		1				
21		1	1			
22						
23						
24						
25		3				
26						
27						
28						
29		1				
30						
31		2				
32						
33		5	1			
34		1				
35		1		2		
36					1	
37			3			
38						
39		1	2	1		
40						
41		1		1	3	
42						
43			1	2	2	
44				1	2	
45	1		1			
46				1		
47			1		2	
48						
49						1
50						1
51					2	
52						
53						
54						
55						
56					1	
57					1	
58						4
59						1
60						
61					2	5
62						4
63						
64					1	
65						1
66						
67						
68					1	
69					1	
70						
71					1	
72					3	
73						
74					1	
75					1	
76					3	

級 号給	1	2	3	4	5	6
77					4	
78					1	
79					1	
80					1	
81					1	
82					2	
83						
84					1	
85					15	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	29	11	8	54	17
	総数 120					

医療職給料表(3)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			2			
8			1			
9						
10			1			
11						
12						
13			1			
14						
15		2				
16						
17		1				
18			1			
19		1				
20			1			
21						
22						
23		1	1			
24						
25		1				
26		1				
27			2	1		
28				1		
29			1			
30						
31						
32				1		
33			1			
34				1		
35						
36				1		
37				1	1	
38						
39		1				
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49				1		
50				2	1	
51						
52						
53				1		2
54						
55						
56						
57						1
58					2	1
59						
60			1			
61						
62						3
63					1	
64					2	
65					2	
66					2	
67					1	
68						
69					2	
70						
71					1	
72						
73						
74						
75					2	
76						
77					3	
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87					1	
88					1	
89						
90					1	
91					1	
92						
93					7	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	8	12	11	31	7
					総教	69

高等学校等教育職給料表

級	1	2	3	4
1		4		
2				
3				
4				
5				
6				
7		2		
8				
9				
10				
11		3		
12				
13		9		
14				
15		3		
16		1		
17		4		
18				
19		5		
20				1
21		8		
22				1
23		3		
24				1
25		12		
26		1		1
27		11		1
28		3		1
29	1	12		2
30		1		6
31	1	5		2
32		1		2
33		16		1
34		7		4
35		10		2
36		3		6
37		13		21
38		3		
39		12		
40		5		
41		10		
42	1	5		
43		16		
44		2		
45	1	17		
46		6		
47	1	17		
48		9		
49	1	20		
50		3		
51		29		
52		10		
53		13	1	
54		12	1	
55		35		
56	1	9	4	
57	1	15	1	
58		13	3	
59	3	31	3	
60		7	1	
61	1	21	5	
62	1	7	4	
63	1	44	3	
64	2	8	4	
65	3	15	3	
66	3	13	6	
67	1	37	2	
68	2	5	3	
69		25	1	
70		8	4	
71	1	30	3	
72	2	17	3	
73	1	33	2	
74	2	15	4	
75	4	37	1	
76	1	25		

級	1	2	3	4
77	3	28	5	
78	1	21		
79	2	16		
80	1	37		
81	5	17		
82	3	22		
83		5		
84	1	16		
85	2	15		
86	1	24		
87	3	20		
88		48		
89	5	29		
90	2	29		
91	1	41		
92	1	25		
93	4	25		
94	3	28		
95		27		
96		32		
97		18		
98		12		
99		20		
100	2	19		
101	3	18		
102	1	24		
103	1	26		
104	2	19		
105	2	24		
106	1	25		
107		7		
108	4	19		
109		28		
110		10		
111		10		
112	1	11		
113	5	7		
114		3		
115		12		
116		6		
117		7		
118		7		
119		21		
120		4		
121		6		
122		14		
123		13		
124		5		
125		7		
126		11		
127		15		
128		3		
129		7		
130		6		
131		5		
132		9		
133		8		
134		5		
135		1		
136				
137			98	
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
計	96	1,851	67	52
総数				2,066

中学校及び小学校教育職給料表

級	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					1
10					2
11					1
12					3
13		20			5
14					3
15		1			2
16					6
17		11			12
18					4
19		11			14
20					5
21		5			6
22					3
23		17			11
24		1			9
25		18			9
26		1			12
27		8			19
28					15
29		16			8
30					14
31		12			20
32		2			10
33		12			11
34		3			8
35		13			15
36		2			12
37		22			132
38		3			
39		8			
40		7			
41		25			
42		5			
43		10			
44		12			
45		27			
46		3		1	
47		16			
48		7			
49		16			
50		6		1	
51		29			
52		10		2	
53		9			
54		9		1	
55		18		2	
56		11		2	
57		20		2	
58		8		7	
59		15		4	
60		10		6	
61		26		10	
62		13		9	
63		37		11	
64		15		16	
65		26		19	
66		10		13	
67		39		8	
68		14	1	13	
69		28		20	
70		12	2	13	
71		39		13	
72		13		25	
73		28		15	
74		19	1	5	
75		41	2	15	
76		19		14	

級	1	2	特2	3	4
77		28	3	11	
78		24		4	
79		50		15	
80		17		16	
81		23		8	
82		30		6	
83		49		7	
84		21		9	
85		36		9	
86		40		3	
87		60		5	
88		45		4	
89		52		5	
90		70			
91		73		4	
92		93		2	
93		66		44	
94		77			
95		43			
96		35			
97		41			
98		35			
99		45			
100		61			
101		58			
102		46			
103		100			
104		62			
105		52			
106		87			
107		68			
108		73			
109		90			
110		41			
111		71			
112		81			
113		41			
114		65			
115		68			
116		47			
117		61			
118		58			
119		41			
120		57			
121		58			
122		33			
123		8			
124		13			
125		13			
126		10			
127		49			
128		35			
129		44			
130		23			
131		42			
132		22			
133		37			
134		15			
135		36			
136		18			
137		32			
138		25			
139		20			
140		12			
141		16			
142		20			
143		15			
144		14			
145		9			
146		13			
147		12			
148		9			
149		101			
計	0	3,973	9	399	372
総数					4,753

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

給料表 級 年齢	行政職給料表										公安職給料表									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳	4									4	12									12
19	3									3	17									17
20	6									6	11									11
21	9									9	13									13
22	19									19	33									33
23	19									19	40									40
24	29									29	20	29	1							50
25	31	7								38	20	36	5							61
26	4	19								23	10	35	12							57
27	10	20								30	3	30	17							50
28	8	26								34	6	21	20	1						48
29	8	33	18							59	5	18	15	2						40
30	6	14	43							63	3	11	22	3						39
31	4	8	47							59	2	11	17	4						34
32	2	2	70							75	2	2	20	9						33
33	1	4	88							95	1	2	19	11						33
34	1	4	101							106		1	17	8						26
35			140							140		1	16	19						36
36	1		134							136			9	8	1					18
37		1	140							141			11	9	5					25
38	1		122	1						124			8	10	4					22
39	1	1	138	2						142			6	8	4					18
40			31	86						117			4	12	3	1				20
41	1		20	91						113			2	11	4					17
42			18	99	2					120			2	16	5	2				25
43			15	82	7					104			1	15	4	4	1			25
44			7	79	13					100			4	19	5	5				33
45	1		6	80	29					117			2	27	7	2				38
46			11	81	46					140			22	3	3	2				30
47			7	71	67					145			23	7	7	2				39
48			9	32	103					145			21	16	6	8				51
49	1		2	35	91	13				143			16	13	3	3				35
50			4	17	82	19				123			14	20	8	3	1			46
51			5	12	88	18				124			1	17	10	7	4	2		41
52				14	92	34				140			22	14	9	1	1			47
53			2	6	82	39				137			1	12	9	5	2	1		30
54				4	79	44				132				16	22	6	3	3	1	51
55				2	54	44				107				9	25	2	3	1		40
56	1		1	1	54	36				105				5	38	1	2	4	1	51
57					69	74				164				1	10	17	12	6	4	50
58				1	47	53				122				7	20	20	1			48
59					42	43				91				1	14	6	2	3	3	29
60																				
61																				
62																				
63																				
64																				
65																				
66																				
67																				
68																				
69以上																				
人員計 人	171	139	1,179	796	1,047	423	27	41	20	3,843	198	197	233	387	270	109	43	20	5	1,462
構成比 %	4.4	3.6	30.7	20.7	27.2	11.0	0.7	1.1	0.5	100.0	13.5	13.5	15.9	26.5	18.5	7.5	2.9	1.4	0.3	100.0
平均年齢 歳	25.8	29.0	36.8	44.8	52.1	55.3	54.8	56.0	56.5	44.3	23.5	27.4	33.0	45.5	52.2	52.6	52.3	55.5	57.8	40.2

給料表 年 級		海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)					
		1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計	
18	歳																		
19																			
20		1					1												
21		1					1												
22									2										2
23		1					1		2										2
24		1					1	1	2										3
25									2										2
26		1					1		1										1
27		1					1		8						2				8
28		1					1								1				1
29									4						1	1			4
30			1				1		4						2				4
31		1	1				3		6						1	3			6
32		1		1			1		10						1				10
33		1	1		3		5		4						1				4
34				1			1		10						2				10
35			1	1			2		10								1		10
36			1	1			2		5							1			5
37				2			2		12										12
38			1	1			2		11							1			11
39									6	4									10
40									1	11							1		12
41				1			1			3									3
42										8						1			8
43				1			1			4									4
44										5									5
45										9						1	1		9
46				1			1			6									6
47				1			1			5									5
48				1	1		2			8						1	1		8
49				1	2		3			8									8
50				1	1		2			9						1	1		9
51				1	1		2			12									12
52				1	1		2			8							2		8
53					1		1			6	2					1	1		8
54					1	1	2			1	2						2		3
55										4	4								8
56					1		1			5	4						2		9
57					1		1			2	4						2		6
58				1			1			2	3						2		5
59				1			1			1	7								8
60																			
61																			
62																			
63																			
64																			
65																			
66																			
67																	1		
68																			
69以上																			
人員計	人	10	6	21	10	1	48	1	100	121	26	0	248	6	9	8	16		39
構成比	%	20.8	12.5	43.8	20.8	2.1	100.0	0.4	40.3	48.8	10.5	0.0	100.0	15.4	23.1	20.5	41.0		100.0
平均年齢	歳	27.0	34.1	42.8	52.2	54.9	40.6	24.1	33.6	48.2	57.1		43.1	29.0	32.1	44.3	53.8		43.0

給料表		医療職給料表(2)							医療職給料表(3)								
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18	歳																
19																	
20																	
21																	
22																	
23				3					3		1						1
24				4					4		2						2
25				2					2		2						2
26											2						2
27				1					1			2					2
28				6					6			2					2
29				4					4								
30				5	2				7			2					2
31				4					4			2					2
32												2					2
33		1			2				3								
34					3				3			1	1				2
35				1	1				2								
36				2	2				4			1	2				3
37				1	2				3								
38					1				1				1				1
39													2				2
40					2	1			3				2				2
41													1	1			2
42						2			2				1				1
43						4			4								
44						2			2					1			1
45						1			1								
46						2			2					2			2
47						4			4					2			2
48						1			1					5			5
49						5			5					4			4
50						3			3				1	2			3
51						2			2					3			3
52						8			8								
53						5			5					1			1
54						6	1		7					2			2
55						2			2					5			5
56						2	3		5					2			2
57						3	6		9							1	1
58							5		5					1	1		2
59						1	2		3		1				5		6
60																	
61																	
62																	
63																	
64																	
65																	
66																	
67																	
68																	
69以上																	
人員計	人	1	29	11	8	54	17	0	120	0	8	12	11	31	7	0	69
構成比	%	0.8	24.2	9.2	6.7	45.0	14.2	0.0	100.0	0.0	11.6	17.4	15.9	44.9	10.1	0.0	100.0
平均年齢	歳	33.3	28.2	34.2	37.8	50.6	57.6		43.7		29.4	31.0	40.0	51.1	59.1		44.1

年齢	給料表 級	高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表						全給料表	
		1	2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計		
18	歳													16
19														20
20														18
21														23
22			4			4		17					17	75
23			2			2		22					22	90
24			3			3		23					23	115
25		1	9			10		24					24	139
26			11			11		24					24	119
27		2	9			11		41					41	146
28		2	27			29		39					39	160
29		1	24			25		51					51	185
30		1	38			39		57					57	215
31		5	41			46		51					51	208
32		5	55			60		75					75	257
33		4	64			68		85					85	294
34		5	51			56		105					105	311
35		7	80			87		102					102	380
36		7	81			88		96					96	353
37		8	65			73		120					120	376
38		9	59			68		114					114	344
39		6	68			74		140					140	386
40		9	105			114		175					175	444
41		3	87			90		206					206	432
42		2	68			70		184		1			185	412
43		5	63			68		196		2			198	404
44		2	93			95		197	1	7			205	441
45		8	62			70		204	1	10			215	452
46		1	65			66		186	2	24			212	459
47		2	65			67		204	4	38			246	509
48			67			67		195	1	41	6		243	524
49			59			59		178		42	6		226	483
50			52	3		55		174		53	26		253	496
51			60	5		65		162		36	32		230	479
52		1	57	8	1	67		138		43	31		212	486
53			41	9	2	52		113		24	37		174	410
54			37	10	3	50		80		18	56		154	403
55			39	9	11	59		69		18	26	113		334
56			45	11	7	63		45		17	36	98		336
57			32	6	8	46		42		10	30	82		361
58			31	2	11	44		24		5	41	70		299
59			32	4	9	45		15		10	45	70		253
60														
61														
62														
63														
64														
65														
66														
67														
68														
69以上														1
人員計	人	96	1,851	67	52	2,066	0	3,973	9	399	372	4,753		12,648
構成比	%	4.6	89.6	3.2	2.5	100.0	0.0	83.6	0.2	8.4	7.8	100.0		100.0
平均年齢	歳	38.0	43.0	54.8	57.0	43.5		43.5	46.9	51.0	55.0	45.0		43.9

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表 学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計
	1年未満	16	1	5		22	30	1	12		43		1			1	2				2				
1年	12		2		14	34	2	20		56					0	3				3					0
2年	22	3	7		32	53	2	9		64			1		1	3				3	2				2
3年	14	2	8		24	51	1	14		66		1			1					0	2				2
4年	10	2	5		17	39	2	11		52					0	3				3	2				2
5年	21	1	11		33	54	3	13		70			1		1	9				9	1				1
6年	28	3	16		47	24		4		28		1			1	1		1		2	3				3
7年	41	3	14		58	38	1	13		52		1			1	4				4	3				3
8年	36	1	13		50	32	2	10		44					0	7				7	2				2
9年	52	4	10		66	26	1	5		32					0	9				9	1				1
10年	49	9	15		73	14		8		22		3	1		4	4				4					0
11年	53	5	20		78	15	1	8		24		2			2	10				10	1				1
12年	77	11	16		104	12		5		17		3	1		4	8				8					0
13年	80	12	15		107	12		10		22		2			2	5				5					0
14年	84	15	17	1	117	6	1	7		14		1			1	8				8	2				2
15年	93	14	29		136	11		16		27		2			2	13				13					0
16年	78	18	18		114	5	1	13		19		1			1	10				10	1				1
17年	98	23	49		170	6	1	13		20		3			3	9				9	1				1
18年	85	18	49		152	8		10		18					0	10				10					0
19年	66	10	34		110	11		13		24			1		1	10				10	1				1
20年	75	9	35		119	12		19		31			1		1	4				4					0
21年	51	7	21		79	17		12		29					0	5				5					0
22年	55	9	25		89	11	1	6		18		1			1	4				4					0
23年	76	8	33		117	8	2	14		24					0	5		1		6	2				2
24年	93	9	43		145	15		13		28					0	7	2			9	1				1
25年	88	12	34		134	15		11		26					0	7		1		8	1				1
26年	81	18	31		130	19	1	16		36		1			1	4				4					0
27年	88	11	34		133	22		24		46		2			2	8				8	3				3
28年	101	12	56	1	170	31		22		53		2	1		3	13				13	2				2
29年	79	13	38	1	131	20		27		47		1	1		2	8	1			9	2				2
30年	83	17	40		140	23		33		56					0	7	1			8	1				1
31年	89	20	44		153	18		22		40		1	1		2	4				4	2				2
32年	59	12	28		99	15		15		30		1			1	6				6	1				1
33年	60	10	21		91	23	1	13		37		1	2	1	4	12				12	1				1
34年	97	17	41		155	16		28		44					0	4				4					0
35年以上	150	45	237	2	434	26		177		203		1	2	2	5	11	2	2		15	1				1
合計	2,340	384	1,114	5	3,843	772	24	666	0	1,462	0	32	13	3	48	237	6	5	0	248	39	0	0	0	39
平均経験年数	21.5	23.4	25.1	30.1	22.8	14.8	10.5	24.7		19.2		17.9	23.5	38.8	20.7	19.7	30.7	25.2		20.1	17.4				17.4

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合計				
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
				0					0	4				4	20				20	72	3	17		92
4				4	1				1	2				2	24				24	80	2	22		104
6				6	2				2	4				4	22				22	114	5	17		136
1				1	1	1			2	15				15	27	1			28	111	6	22		139
2				2					0	9				9	33	1			34	98	5	16		119
4	1			5	3	1			4	22				22	43				43	157	6	25		188
8				8	1	1			2	23	1			24	48	1			49	136	7	21		164
1				1	1				1	34				34	55	2			57	177	7	27		211
3				3	1	1			2	43	2			45	54				54	178	6	23		207
1				1					0	53				53	67	1			68	209	6	15		230
2				2	1	1			2	56				56	83				83	209	13	24		246
1				1		1			1	58				58	87	2			89	225	11	28		264
3	1			4	1	1			2	76	1			77	103	1			104	280	18	22		320
3				3	2	1			3	79	1	1		81	100				100	281	16	26		323
2				2					0	82	1			83	105	2			107	289	20	24	1	334
3				3	1				1	67	2	1		70	105	1			106	293	19	46		358
				0	2				2	68	2	1		71	107				107	271	22	32		325
2	1			3	1	1			2	72	4	4		80	144	2			146	333	35	66		434
				0	1				1	90	7			97	188				188	382	25	59		466
	1			1		1			1	79	3	1		83	200	4			204	367	19	49		435
1				1		1			1	69	1			70	203	6			209	364	17	55		436
2				2	1				1	84	3	7		94	205	5			210	365	15	40		420
2	3			5					0	85	3	4		92	189	2			191	346	19	35		400
	1			1	2				2	58	1	2		61	246	6			252	397	18	50		465
2	2			4	2				2	67	7	5		79	199	4			203	386	24	61		471
1				1					0	60	5	4		69	251	2			253	423	19	50		492
3	3			6	6				6	54	4	3		61	215	4			219	382	31	50		463
2	1			3	3	1			4	54		3		57	249	4			253	429	19	61		509
6				6	4				4	61	3	3		67	221	1			222	439	18	82	1	540
4				4					0	48	5	3		56	171	8			179	332	28	69	1	430
4	2			6		1			1	49	4	1		54	169	10			179	336	35	74		445
4	1			5	1				1	43	5	1		49	165	21			186	326	48	68		442
1	1			2	2				2	47	4	3		54	122	30			152	253	48	46		347
3	1			4	5				5	54	5			59	95	16			111	253	34	36	1	324
5	3			8	1				1	54	6	4		64	69	18			87	246	44	73		363
7	4	1		12	8	2			10	84	8	20		112	172	42			214	459	104	439	4	1,006
93	26	1	0	120	54	15	0	0	69	1,907	88	71	0	2,066	4,556	197	0	0	4,753	9,998	772	1,870	8	12,648
18.9	27.5	37.9		20.9	22.9	17.3			21.7	20.4	25.8	28.7		20.9	22.0	29.7			22.3	20.9	24.7	25.1	33.4	21.8

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表		行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等学校 教育職	中学校及 び小学校 教育職
職務の級		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	減額前	182,277	202,670	206,830	185,200	321,867	207,500		307,130	
		152							10,394	
	減額後	171,350	190,510	194,420	174,088	302,555	195,050		289,667	
2 級	減額前	220,363	235,215	272,267	285,576	392,400	214,172	222,815	392,206	387,418
		917					1,103	4,678	6,752	2,429
	減額後	207,196	221,102	255,931	268,441	368,856	201,388	209,727	369,114	364,337
特2級	減額前									417,988
										16,076
	減額後									392,908
3 級	減額前	290,440	279,721	346,124	394,122	498,663	273,400	260,183	469,607	439,659
		187	122				1,655	4,850	5,468	120
	減額後	273,025	262,946	325,356	370,475	468,743	257,095	244,863	432,874	405,498
4 級	減額前	371,559	384,013	438,580	446,623	580,775	314,500	322,173	500,133	471,537
		5,582	8,274	13,760	11,715	3,875	2,425	5,455	6,108	
	減額後	349,265	360,972	412,265	410,893	531,618	295,776	303,170	460,611	434,145
5 級	減額前	414,137	432,417	476,300			401,470	406,600		
		298					394			
	減額後	389,307	406,472	447,722			377,406	382,204		
6 級	減額前	431,344	450,474				443,826	464,157		
		27	321				3,368			
	減額後	396,923	423,464				410,676	434,981		
7 級	減額前	445,307	467,877							
		7,033	14,721							
	減額後	407,036	430,447							
8 級	減額前	469,666	483,920							
		1,976	13,775							
	減額後	422,699	441,318							
9 級	減額前	512,815	494,180							
		1,430	7,300							
	減額後	461,534	444,762							
全 級	減額前	353,262	340,887	329,846	355,015	480,628	343,053	352,208	393,479	398,445
		181	43			1,590	1,235	2,255	6,863	2,040
	減額後	330,749	319,908	310,055	332,778	445,920	321,591	331,076	369,793	373,310
	181	43			1,590	1,235	2,255	6,863	2,040	
	6,770	6,277	5,049	5,710	10,339	9,400	8,784	4,535	6,547	

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は切替に伴う差額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区分 給料表		平均支給月額											
		給料	うち給料 の調整額	うち教職 調整額	うち切替に 伴う差額	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特勤勤務手当	その他	合計	
全給料表	21年	円					円	円	円	円	円	円	
		375,616	1,977	6,863	6,717	6,331	11,699	422	3,606	4,650	2,454	404,778	
	352,099		6,463	6,284	5,030		391		4,369		379,648		
	20年	377,976	1,919	6,864	9,524	6,270	11,899	312	3,452	4,816	1,907	406,632	
		354,312		6,462	8,910	4,982		288		4,517		381,357	
行政職	21年	353,262	181		7,235	7,693	13,074	599	2,353	3,434	1,999	382,414	
		330,749			6,770	6,061		558		3,232		358,026	
	20年	355,432	184		9,766	7,559	13,211	513	2,311	3,554	1,857	384,437	
		332,800			9,135	5,958		477		3,345		359,959	
	(中小学校 事務職)	21年	347,045			9,955		7,872		3,327	7,357		365,601
			326,222			9,358					6,954		344,375
		20年	358,942			13,158		8,390		2,741	7,492		377,565
			337,406			12,368					7,081		355,618
公安職	21年	340,887	43		6,694	3,409	14,642	96	1,661	3,566	4,027	368,288	
		319,908			6,277	2,686		93		3,369		346,386	
	20年	347,389	44		9,110	3,548	15,251	123	1,304	3,915	4,407	375,937	
		325,999			8,542	2,797		118		3,615		353,491	
海事職	21年	329,846			5,371		14,323		3,627	4,788	1,438	354,022	
		310,055			5,049					4,589		334,032	
	20年	344,757			8,907		15,176		3,130	13,971	2,556	379,590	
		324,072			8,373					13,259		358,193	
研究職	21年	355,015			6,100	5,272	13,401		4,100	2,307	1,488	381,583	
		332,778			5,710	4,217				2,178		358,162	
	20年	357,474			8,585	5,351	13,923		4,133	2,332	1,589	384,802	
		335,068			8,033	4,281				2,201		361,195	
医療職(1)	21年	480,628	1,590		11,274	33,318	15,833	74,169	4,795	4,434	296,864	910,041	
		445,920			10,339	25,949		68,486		4,136		861,983	
	20年	510,004			17,438	49,308	15,896	74,777	5,563	4,066	203,254	862,868	
		471,063			15,940	38,529		68,406		3,755		806,466	
医療職(2)	21年	343,053	1,235		10,053	5,268	8,017		2,621	4,120	3,458	366,537	
		321,591			9,400	4,214				3,886		343,787	
	20年	354,244	1,306		12,742	4,393	7,493		2,317	5,474	3,127	377,048	
		332,253			11,927	3,514				5,143		353,847	
	(中小学校 栄養職)	21年	350,288			11,100		3,781		5,188	3,281		362,538
			329,270			10,434					3,089		341,328
		20年	365,480			14,337		4,133		2,267	7,197		379,077
			343,551			13,476					6,788		356,739
医療職(3)	21年	352,208	2,255		9,352	628	3,188		1,768	5,886	333	364,011	
		331,076			8,784	502				5,594		342,461	
	20年	359,560			12,323		3,264		757	4,732	329	368,642	
		337,986			11,583					4,494		346,830	
高等学校等 教育職	21年	393,479	6,863	13,740	4,833	3,179	10,835		5,689	3,121	1,013	417,316	
		369,793		12,946	4,535	2,543				2,938		392,811	
	20年	393,939	6,790	13,742	7,366	3,193	10,941		5,347	3,114	930	417,464	
		370,196		12,948	6,909	2,554				2,933		392,901	
中学校及び 小学校教育職	21年	398,445	2,040	12,291	7,009	7,507	10,124		4,328	6,749	615	427,768	
		373,310		11,570	6,547	6,006				6,326		400,709	
	20年	400,548	1,980	12,361	10,264	7,416	10,318		4,251	6,870	603	430,006	
		375,283		11,634	9,589	5,933				6,439		402,827	

(注) 1 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 特勤勤務手当の欄は、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職においてはへき手当及びへき手当に準ずる手当の合計額である。

3 その他は、初任給調整手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 20	人 67	人 206	人 123	人 552	人 486	人 1,454	円 55,074 43,752	円 6,331 5,030
行政職	20	49	114	11	129	184	507	58,308 45,940	7,693 6,061
公安職		13	36	19			68	73,287 57,743	3,409 2,686
海事職							0	0 0	0 0
研究職			1		13	12	26	50,285 40,228	5,272 4,217
医療職(1)		5	7		2	1	15	86,627 67,466	33,318 25,949
医療職(2)					11	2	13	48,623 38,898	5,268 4,214
医療職(3)						1	1	43,300 34,640	628 502
高等学校等 教育職			17	26	50	23	116	56,622 45,297	3,179 2,543
中学校及び 小学校教育職			31	67	347	263	708	50,398 40,318	7,507 6,006

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

## 第9表 給料表別扶養手当支給状況等

### その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	2,285	868	1,417
2人	2,336	900	3,772
3人	1,845	1,137	4,398
4人	665	558	2,102
5人	120	107	493
6人	6	4	32
計	7,257	3,574	12,214

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

### その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者	受給者	職員
		1人当たり 扶養親族数	1人当たり 平均支給額	1人当たり 平均支給額
全給料表	7,257	2.2	20,389	11,699
行政職	2,421	2.2	20,752	13,074
公安職	955	2.2	22,415	14,642
海事職	30	2.4	22,917	14,323
研究職	161	2.2	20,643	13,401
医療職(1)	29	2.1	21,293	15,833
医療職(2)	55	1.7	17,491	8,017
医療職(3)	14	1.9	15,714	3,188
高等学校等教育職	1,132	2.2	19,776	10,835
中学校及び小学校教育職	2,460	2.2	19,561	10,124

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分							職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額					
	職員						小計	借家等	配偶者等	受給者			非受給者	合計			
	自宅	借家等	手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円 以上	借家等									受給者	非受給者	合計
全給料表	731	1,755	17	781	957	2,486	44	2,526	10,122	12,648	18,057	3,606					
	29.4%	70.6%				100.0%		20.0%	80.0%	100.0%							
行政職	241	338	3	154	181	579	16	595	3,248	3,843	15,200	2,353					
	41.6%	58.4%				100.0%		15.5%	84.5%	100.0%							
公安職	57	87		65	22	144	18	161	1,301	1,462	15,083	1,661					
	39.6%	60.4%				100.0%		11.0%	89.0%	100.0%							
海事職	2	7		3	4	9		9	39	48	19,344	3,627					
	22.2%	77.8%				100.0%		18.8%	81.3%	100.0%							
研究職	24	39		16	23	63		63	185	248	16,138	4,100					
	38.1%	61.9%				100.0%		25.4%	74.6%	100.0%							
医療職(1)	2	7		3	4	9		9	30	39	20,778	4,795					
	22.2%	77.8%				100.0%		23.1%	76.9%	100.0%							
医療職(2)	2	13		5	8	15		15	105	120	20,967	2,621					
	13.3%	86.7%				100.0%		12.5%	87.5%	100.0%							
医療職(3)		5		2	3	5		5	64	69	24,400	1,768					
		100.0%				100.0%		7.2%	92.8%	100.0%							
高等学校等 教育職	126	443		156	287	569	6	574	1,492	2,066	20,476	5,689					
	22.1%	77.9%				100.0%		27.8%	72.2%	100.0%							
中学校及び 小学校教育職	277	816	14	377	425	1,093	4	1,095	3,658	4,753	18,787	4,328					
	25.3%	74.7%				100.0%		23.0%	77.0%	100.0%							

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、職員小計と配偶者等の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
全給料表	人 391 3.1%	人 8,907 70.4%	人 678 5.4%	人 4 0.0%	人 78 0.6%	人 10,058 79.5%	人 2,590 20.5%	人 12,648 100.0%	円 9,214	円 7,327
行政職	314 8.2%	2,033 52.9%	385 10.0%	2 0.1%	55 1.4%	2,789 72.6%	1,054 27.4%	3,843 100.0%	9,945	7,217
公安職	25 1.7%	533 36.5%	224 15.3%		1 0.1%	783 53.6%	679 46.4%	1,462 100.0%	4,384	2,348
海事職		20 41.7%				20 41.7%	28 58.3%	48 100.0%	10,715	4,465
研究職	9 3.6%	200 80.6%	21 8.5%	1 0.4%	2 0.8%	233 94.0%	15 6.0%	248 100.0%	9,712	9,125
医療職(1)	1 2.6%	11 28.2%	1 2.6%	1 2.6%		14 35.9%	25 64.1%	39 100.0%	15,506	5,566
医療職(2)	1 0.8%	79 65.8%	6 5.0%			86 71.7%	34 28.3%	120 100.0%	11,382	8,157
医療職(3)		50 72.5%	1 1.4%			51 73.9%	18 26.1%	69 100.0%	10,961	8,101
高等学校等 教育職	23 1.1%	1,711 82.8%	17 0.8%		8 0.4%	1,759 85.1%	307 14.9%	2,066 100.0%	10,890	9,272
中学校及び 小学校教育職	18 0.4%	4,270 89.8%	23 0.5%		12 0.3%	4,323 91.0%	430 9.0%	4,753 100.0%	8,817	8,019

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区 分	通勤方法等	交通機関等 利 用 者	交通用具使用者			併 用 者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
	手当受給職員数	人 391	人 8,907	人 678	人 4	人 59	人 19	人 10,058
運賃等 相当額	10,000円以下	人 232				人 3	人 3	人 238
	10,001円以上 20,000円以下	146				44	14	204
	20,001円以上 30,000円以下	11				9		20
	30,001円以上 40,000円以下	2					1	3
	40,001円以上 50,000円以下					2	1	3
	50,001円以上 55,000円以下					1		1
	55,001円以上							0
	計	391				59	19	469
	受給職員平均運賃等相当額	円 10,425				円 17,421	円 15,677	円 11,518
使 用 距 離	4km未満		人 1,432	人 425	人	人 26	人 11	人 1,894
	4km以上 6km未満		1,215	164	1	9	6	1,395
	6km以上 10km未満		1,674	78	2	17	2	1,773
	10km以上 14km未満		1,023	10	1	3		1,037
	14km以上 18km未満		727			3		730
	18km以上 22km未満		577	1		1		579
	22km以上 26km未満		477					477
	26km以上 30km未満		327					327
	30km以上 34km未満		360					360
	34km以上 38km未満		348					348
	38km以上 42km未満		237					237
	42km以上 46km未満		184					184
	46km以上 50km未満		100					100
	50km以上 54km未満		80					80
	54km以上 58km未満		56					56
	58km以上 62km未満		34					34
	62km以上 66km未満		21					21
	66km以上 70km未満		12					12
	70km以上 74km未満		12					12
	74km以上 78km未満		6					6
78km以上		5					5	
	計		8,907	678	4	59	19	9,667
	受給職員平均支給額		円 9,639	円 1,415	円 7,494	円 4,253	円 1,400	円 9,011

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1箇月当たりのものである。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市		岡山県 岡山市				
全 給 料 表	人 23	人 12	人 1	人 10	人 1	人 1	人 39	人 86	円 62,047 57,552	円 422 391
行 政 職	22	11	1	8		1		43	53,547 49,830	599 558
公 安 職	1	1		2				4	35,231 33,964	96 93
海 事 職								0	0 0	0 0
研 究 職								0	0 0	0 0
医 療 職 (1)							39	39	74,169 68,486	74,169 68,486
医 療 職 (2)								0	0 0	0 0
医 療 職 (3)								0	0 0	0 0
高 等 学 校 等 教 育 職								0	0 0	0 0
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職								0	0 0	0 0

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

## 第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

## 第15表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

## 第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

区 分 項 目	平成 21 年	平成 20 年
	円	円
給 料	354,727	356,102
管 理 職 手 当	7,753	7,586
扶 養 手 当	13,173	13,258
地 域 手 当	604	515
住 居 手 当	2,350	2,310
特 地 勤 務 手 当	3,435	3,557
そ の 他	2,016	1,863
合 計	384,058 (359,556)	385,191 (360,663)

適 用 人 員	3,813 人	3,825 人
平 均 年 齢	44.5 歳	44.3 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
 2 合計の欄の( )は減額措置後の額である。  
 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 4 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。  
 5 その他は、初任給調整手当等である。

第17表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	平成21年4月1日 付け退職	合 計
	人	人	人	人
全 給 料 表	48	187		235
行 政 職	13	33		46
公 安 職	2			2
海 事 職				0
研 究 職	1	2		3
医 療 職 (1)				0
医 療 職 (2)		2		2
医 療 職 (3)		2		2
高 等 学 校 等 教 育 職	12	56		68
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	20	92		112

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

級 給 料 表	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	7	13		1	2	1	3				27
行 政 職				1							1
（中 小 学 校 事 務 職）				1							1
公 安 職					2	1	3				6
海 事 職											0
研 究 職											0
医 療 職 (1)											0
医 療 職 (2)											0
（中 小 学 校 栄 養 職）											0
医 療 職 (3)											0
高 等 学 校 等 教 育 職	7	9									16
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		4									4

その2 短時間勤務職員

該当なし

## 2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成21年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成21年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された229事業所

#### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…56職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から126事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

#### イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した126事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く121事業所である。

イ 調査実人員 4,987人

内訳 初任給関係 367人（うち行政職に相当する職種 267人）

上記以外 4,620人（うち行政職に相当する職種3,452人）

### (6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 121	事業所 36	事業所 52	事業所 33
漁 業	1	0	0	1
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	14	4	4	6
製 造 業	64	14	29	21
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	21	10	6	5
卸 売 業、小 売 業	6	2	4	0
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	2	2	0	0
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービスマニ	13	4	9	0

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	—————	—————
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長代理・技術課長代理
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理 事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理 事務係長・技術係長
3級			
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。  
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
9級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
8級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
6級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
5級	本庁のグループリーダーの職務又はこれに相当する職務
4級	企画員の職務又はこれに相当する職務
3級	主任の職務又はこれに相当する職務
2級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
1級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

## 第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

### その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長… { 2課以上又は構成員20人以上の部の長  
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職  
(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長… { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者  
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長… { 2係以上又は構成員10人以上の課の長  
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理… { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者  
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者  
課長に直属し部下4人以上を有する者  
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長… { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者  
職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職

### その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額		
			きま って支 給す る給 与 A	うち 時間 外 手 当 B	A-B
支店長	7	54.0	588,873	-	588,873
大学卒	1	*	*	*	*
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	6	56.1	589,836	-	589,836
中学校卒	-	-	-	-	-
工場長	12	49.3	606,866	-	606,866
大学卒	8	50.2	645,180	-	645,180
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	2	46.9	614,693	-	614,693
中学校卒	1	*	*	*	*
事務部長	90	51.1	495,561	483	495,078
大学卒	44	52.1	523,509	1,000	522,509
短大卒	5	49.7	612,550	-	612,550
高校卒	40	50.2	462,404	77	462,327
中学校卒	1	*	*	*	*
技術部長	70	50.4	519,838	-	519,838
大学卒	39	50.1	549,093	-	549,093
短大卒	12	50.1	487,660	-	487,660
高校卒	18	51.6	487,097	-	487,097
中学校卒	1	*	*	*	*
事務部次長	35	50.9	476,570	3,129	473,441
大学卒	21	50.5	513,301	5,203	508,098
短大卒	3	49.3	465,453	-	465,453
高校卒	11	52.4	407,215	-	407,215
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部次長	15	52.6	464,002	-	464,002
大学卒	6	51.1	546,480	-	546,480
短大卒	2	50.4	510,463	-	510,463
高校卒	7	54.1	393,815	-	393,815
中学校卒	-	-	-	-	-

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成21年4月分平均支給額の欄を「\*」としている。(以下本表において同じ。)

職 種 名	区 分	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成21年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒		192	47.3	451,133	5,691	445,442
		95	47.1	492,059	4,067	487,992
		12	49.9	446,613	12,491	434,122
		82	47.7	419,079	6,456	412,623
		3	39.3	301,111	4,107	297,004
		172	46.5	473,544	2,584	470,960
		81	44.3	504,639	1,011	503,628
		22	44.0	456,993	-	456,993
		63	48.7	450,760	5,243	445,517
		6	55.1	423,643	1,099	422,544
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒		29	44.8	424,726	26,622	398,104
		8	43.9	405,462	14,846	390,616
		3	39.9	445,294	45,964	399,330
		18	46.0	429,756	28,564	401,192
		-	-	-	-	-
		41	47.9	500,236	29,943	470,293
		11	40.1	473,367	33,577	439,790
		3	42.7	419,329	22,988	396,341
		14	49.4	565,410	41,063	524,347
		13	53.7	467,729	16,095	451,634
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒		192	43.1	357,430	38,229	319,201
		63	41.7	359,802	34,176	325,626
		24	43.9	354,384	26,591	327,793
		101	43.6	354,335	42,454	311,881
		4	45.2	426,173	70,927	355,246
		239	43.5	435,320	56,693	378,627
		87	40.0	429,396	51,945	377,451
		31	39.7	413,628	37,730	375,898
		118	47.1	449,541	67,184	382,357
		3	54.2	341,263	27,256	314,007

区分 職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			
				きま って支 給 する 給与 A	うち 時間 外 手 当 B	A-B	
							人
事	務主任	171	41.2	289,594	25,113	264,481	
	大学卒	64	39.4	296,029	25,541	270,488	
	短大卒	31	39.7	275,166	24,228	250,938	
	高校卒	73	42.7	290,523	24,826	265,697	
	中学卒	3	55.7	273,862	34,435	239,427	
技	術主任	193	39.9	371,656	56,559	315,097	
	大学卒	54	38.2	389,374	48,098	341,276	
	短大卒	34	36.9	352,596	41,033	311,563	
	高校卒	103	41.7	369,895	67,347	302,548	
	中学卒	2	49.5	314,137	30,832	283,305	
事	務係員	1,141	35.5	252,493	23,664	228,829	
	大学卒	364	33.2	277,447	28,422	249,025	
	短大卒	201	34.8	244,600	24,254	220,346	
	高校卒	568	37.2	239,615	20,570	219,045	
	中学卒	8	53.2	220,791	6,182	214,609	
	技	術係員	853	31.0	268,961	34,409	234,552
		大学卒	300	29.6	273,843	32,889	240,954
		短大卒	135	31.2	246,348	26,709	219,639
		高校卒	407	31.8	272,585	38,543	234,042
中学卒		11	51.8	327,346	43,697	283,649	

2 企業規模500人以上

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
支 店 長		人 6	歳 53.1	円 648,771	円 -	円 648,771
工 場 長		6	51.5	780,677	-	780,677
事 務 部 長		41	52.9	665,861	-	665,861
技 術 部 長		28	49.4	668,032	-	668,032
事 務 部 次 長		11	52.2	606,063	-	606,063
技 術 部 次 長		4	50.2	648,054	-	648,054
事 務 課 長		95	48.2	549,527	5,874	543,653
技 術 課 長		94	47.0	568,814	1,832	566,982
事 務 課 長 代 理		14	47.3	479,703	18,880	460,823
技 術 課 長 代 理		38	48.9	520,298	29,541	490,757
事 務 係 長		99	43.1	433,757	56,486	377,271
技 術 係 長		163	42.8	494,265	73,146	421,119
事 務 主 任		45	42.5	372,532	38,755	333,777
技 術 主 任		100	39.5	442,734	69,494	373,240
事 務 係 員		521	34.1	293,879	36,779	257,100
技 術 係 員		518	30.3	275,627	37,532	238,095

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	1人	歳*	円*	円*	円*
工場長	6	47.7	485,743	-	485,743
事務部長	35	52.3	431,199	1,281	429,918
技術部長	32	52.5	463,421	-	463,421
事務部次長	24	50.5	429,570	4,265	425,305
技術部次長	10	54.1	409,476	-	409,476
事務課長	79	47.9	407,463	6,635	400,828
技術課長	58	45.7	392,340	-	392,340
事務課長代理	14	41.0	393,746	36,193	357,553
技術課長代理	1	*	*	*	*
事務係長	82	42.8	309,540	27,909	281,631
技術係長	60	45.0	332,626	26,008	306,618
事務主任	114	41.2	276,189	22,487	253,702
技術主任	77	41.0	310,100	42,057	268,043
事務係員	481	36.6	226,683	14,863	211,820
技術係員	265	31.0	247,270	27,942	219,328

4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人	歳	円	円	円
工場長	-	-	-	-	-
事務部長	14	47.1	364,516	-	364,516
技術部長	10	47.9	433,235	-	433,235
事務部次長	-	-	-	-	-
技術部次長	1	*	*	*	*
事務課長	18	43.9	329,035	2,770	326,265
技術課長	20	46.8	393,760	8,791	384,969
事務課長代理	1	*	*	*	*
技術課長代理	2	39.5	327,870	42,970	284,900
事務係長	11	44.0	251,159	7,646	243,513
技術係長	16	44.1	323,722	30,683	293,039
事務主任	12	38.8	225,058	16,862	208,196
技術主任	16	38.1	285,620	50,414	235,206
事務係員	139	37.1	203,373	9,477	193,896
技術係員	70	36.0	281,046	30,267	250,779

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年 齢	平成21年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
電 話 交 換 手	-	-	-	-	-
自家用乗用自動車運転手	11	43.9	271,103	14,289	256,814
守 衛	-	-	-	-	-
用 務 員	-	-	-	-	-
研 究 所 長	-	-	-	-	-
研 究 部 ( 課 ) 長	-	-	-	-	-
研 究 室 ( 係 ) 長	-	-	-	-	-
主 任 研 究 員	-	-	-	-	-
研 究 員	-	-	-	-	-
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-
病 院 長	2	57.4	1,477,901	4,380	1,473,521
副 院 長	8	52.6	1,335,096	195,849	1,139,247
医 科 長	37	49.0	1,119,110	158,988	960,122
医 師	77	37.3	951,360	153,294	798,066
歯 科 医 師	2	35.0	764,996	-	764,996
薬 局 長	8	48.6	482,579	32,017	450,562
薬 剤 師	38	33.0	326,779	37,431	289,348
診 療 放 射 線 技 師	54	41.3	390,892	41,352	349,540
臨 床 検 査 技 師	69	45.7	409,999	48,036	361,963
栄 養 士	48	33.8	256,130	11,394	244,736
理 学 療 法 士	98	31.8	289,773	19,539	270,234
作 業 療 法 士	80	29.7	262,677	11,923	250,754
総 看 護 師 長	11	54.3	479,397	898	478,499
看 護 師 長	149	48.2	416,707	34,898	381,809
看 護 師	298	37.2	355,240	60,114	295,126
准 看 護 師	178	46.4	315,737	41,048	274,689

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	188,982	* 197,660	* 178,763
		短大卒	* 156,976	* 165,445	* 154,565
		高校卒	* 152,069	* 155,132	* 151,114
	新卒技術者	大学卒	* 187,595	* 194,792	* 180,592
		短大卒	169,233	* 171,144	168,791
		高校卒	149,840	* 150,532	* 148,453
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	188,332	* 196,382	179,665
		短大卒	165,847	* 169,374	164,981
		高校卒	150,295	* 150,918	149,438
その他	準新卒医師	大学卒	* 301,956	x	* 333,000
	準新卒薬剤師	大学卒	* 200,776	* 192,380	* 223,000
	準新卒診療放射線技師	大学卒	* 186,150	* 186,150	-
	準新卒看護師	短大卒	* 197,888	* 197,588	* 198,999
	準新卒准看護師	高校卒	* 157,200	-	* 157,200

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成20年度中に資格免許を取得し、平成21年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成18年3月大学卒業後、平成18年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を終了した後、平成21年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	36.5	(31.0)	(66.0)	(3.0)	63.5
	500人以上	86.8	(35.0)	(65.0)	-	13.2
	500人未満	19.9	(25.1)	(67.5)	(7.4)	80.1
高校卒	計	41.1	(17.7)	(79.6)	(2.7)	58.9
	500人以上	84.6	(11.3)	(88.7)	-	15.4
	500人未満	26.8	(24.4)	(70.1)	(5.5)	73.2

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり			昇給制度無し	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員		計	87.5%	(44.0)	(81.6)	(43.2)	12.5%
		500人以上	80.2%	(40.4)	(91.7)	(51.1)	19.8%
		500人未満 100人以上	97.2%	(54.7)	(74.1)	(44.6)	2.8%
		100人未満	81.3%	(30.8)	(84.6)	(34.6)	18.7%
課長級		計	77.8%	(43.3)	(80.3)	(36.2)	22.2%
		500人以上	55.3%	(39.3)	(81.7)	(41.1)	44.7%
		500人未満 100人以上	92.5%	(52.7)	(75.6)	(38.0)	7.5%
		100人未満	76.7%	(30.4)	(87.0)	(30.4)	23.3%

(注) 1 ( ) 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。  
2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	8,689 円
配偶者と子1人	12,955
配偶者と子2人	16,597

(注) 1 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。  
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	44.7 %
非支給	55.3
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中間階層	20,000円以上21,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第27表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (a)
	上半期 (b)	317,231 円	223,322 円
特別給の支給額	下半期 (A)	668,701 円	401,912 円
	上半期 (B)	488,533 円	264,719 円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)	2.11 月分	1.82 月分
	上半期 (B/b)	1.54 月分	1.19 月分
年 間 計		3.65 月分	3.01 月分

(注) 1 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模				
規 模 計	%	%	%	%
500人以上	46.7	53.3	56.0	44.0
100人以上500人未満	38.7	61.3	62.2	37.8
100人未満	50.8	49.2	54.5	45.5
100人未満	48.5	51.5	52.3	47.7

### 3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成21年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服及び履物
雑費 I	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、人事院が算定した全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、人事院が算定した費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費

#### その1 全国

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,680円	33,370円	44,790円	56,210円	67,640円
住居関係費	34,610	57,360	52,370	47,390	42,400
被服・履物費	9,110	5,810	8,000	10,200	12,400
雑費 I	34,610	41,260	61,640	82,030	102,410
雑費 II	17,240	21,260	27,940	34,620	41,310
計	126,250	159,060	194,740	230,450	266,160

#### その2 松江市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,140円	34,960円	46,920円	58,890円	70,860円
住居関係費	28,300	46,910	42,830	38,750	34,670
被服・履物費	9,200	5,870	8,080	10,300	12,520
雑費 I	28,610	34,110	50,960	67,820	84,670
雑費 II	28,870	35,600	46,800	57,990	69,180
計	127,120	157,450	195,590	233,750	271,900

第30表 労働経済指標

項目			年度・年月	平成19年度	平成20年度	平成20年4月	5月	6月	7月
雇用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比 (%)	1.7	1.4	2.0	1.9	1.7	1.6
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)	1.02	0.77	0.93	0.93	0.90	0.88
		島根県	(倍)	0.91	0.79	0.88	0.89	0.92	0.89
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	3.8	4.1	4.0	4.0	4.1	4.0
賃金・労働時間	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	300.6	297.4	305.3	299.8	300.9	301.1
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.7	△ 1.6	0.8	0.5	0.2	0.4
		島根県	(千円)	-	-	257.9	253.4	257.0	259.0
			前年度比・ 前年同月比 (%)	-	-	0.6	0.5	0.0	1.8
	⑤ うち所定内給与	全 国	(千円)	274.3	273.3	278.0	274.3	275.5	275.6
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.6	△ 0.9	0.9	0.6	0.4	0.5
		島根県	(千円)	-	-	237.2	235.0	237.3	239.5
			前年度比・ 前年同月比 (%)	-	-	1.0	0.9	0.1	2.3
	⑥ うち所定外給与	全 国	(千円)	26.3	24.2	27.2	25.6	25.4	25.6
			前年度比・ 前年同月比 (%)	1.0	△ 8.4	0.2	△ 0.8	△ 0.6	0.1
		島根県	(千円)	-	-	20.7	18.4	19.7	19.6
			(時間)	-	-	10.8	9.5	10.0	10.6
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)	154.2	151.1	158.3	150.8	157.1	159.2	
		(時間)	-	-	162.2	150.0	161.7	164.6	
	島根県	(時間)	-	-	10.8	9.5	10.0	10.6	
		(時間)	-	-	10.8	9.5	10.0	10.6	
生計費	⑨ 消費支出 (名目)	全 世 帯	(千円)	297.1	297.1	311.3	289.1	282.8	299.3
			前年比・ 前年同月比 (%)	0.6	0.0	△ 1.5	△ 1.1	1.1	2.4
		松江市	(千円)	302.5	299.2	302.0	305.1	276.4	307.3
			前年比・ 前年同月比 (%)	0.1	△ 1.1	△ 13.5	8.3	△ 5.2	8.1
	勤 労 者 世 帯	全 国	(千円)	322.8	323.9	343.1	314.3	307.9	330.6
			前年比・ 前年同月比 (%)	0.9	0.3	0.5	0.7	3.0	2.2
		松江市	(千円)	314.4	315.7	347.0	310.9	316.4	306.0
			前年比・ 前年同月比 (%)	△ 1.6	0.4	0.9	3.2	△ 3.0	5.9
物 価	⑩ 消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	0.4	1.1	0.8	1.3	2.0	2.3
		松江市	前年度比・ 前年同月比 (%)	0.3	1.4	1.3	2.0	2.3	2.4
	⑪ 国内企業物価指数			前年度比・ 前年同月比 (%)	2.3	3.2	4.1	4.9	5.8

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率は平成17年を100とした指数をもとに算出している。  
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 ⑨の平成19年度、20年度の欄は、それぞれ平成19暦年、20暦年の数値である。  
 4 ⑨の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。

8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
1.5	1.6	1.5	1.2	1.3	1.0	0.7	0.3	0.0	△ 0.7	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.85	0.83	0.80	0.76	0.73	0.67	0.59	0.52	0.46	0.44	厚生労働省
0.88	0.86	0.84	0.80	0.76	0.67	0.62	0.57	0.59	0.58	
4.1	4.0	3.8	4.0	4.3	4.1	4.4	4.8	5.0	5.2	総務省 (労働力調査)
299.3	299.6	300.8	299.5	298.0	288.0	289.0	288.0	290.6	285.9	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.3	0.1	△ 0.1	△ 0.7	△ 1.3	△ 2.7	△ 3.0	△ 3.8	△ 3.4	△ 3.2	
254.5	255.7	254.9	253.3	250.2	244.7	245.6	246.3	247.1	243.2	
0.3	0.7	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.1	△ 3.5	△ 4.6	△ 4.5	△ 3.7	△ 3.5	
274.4	274.9	275.5	274.7	274.5	266.1	268.2	267.5	269.4	265.4	
0.6	0.5	0.4	0.1	△ 0.1	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.9	△ 1.8	△ 1.7	
236.1	236.6	236.9	235.5	234.7	229.3	230.2	231.2	231.6	228.2	
1.3	1.2	0.9	0.4	0.5	△ 1.3	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.9	△ 2.3	
24.9	24.7	25.3	24.8	23.5	21.9	20.8	20.5	21.2	20.5	
△ 2.4	△ 3.3	△ 4.2	△ 8.5	△ 13.7	△ 14.1	△ 20.4	△ 23.4	△ 21.0	△ 18.7	
18.3	19.1	18.0	17.8	15.5	15.5	15.4	15.1	15.5	15.0	
148.1	152.0	157.2	152.0	149.7	139.7	143.5	145.3	152.4	140.4	
148.1	156.0	158.5	154.4	152.3	140.5	148.6	146.8	155.3	142.2	
12.3	12.7	12.8	12.5	11.9	10.7	10.1	10.3	10.7	10.2	
9.4	9.4	9.5	9.0	8.0	8.0	7.8	7.9	8.0	7.9	
291.3	281.1	291.7	285.2	336.2	291.9	266.8	310.6	307.1	286.2	
△ 0.9	0.5	△ 2.0	1.4	△ 4.2	△ 5.7	△ 3.2	△ 0.5	△ 1.4	△ 1.0	
314.2	271.2	280.8	283.0	355.1	286.5	265.3	347.4	320.3	263.3	
13.2	△ 19.4	0.2	△ 2.5	△ 5.5	△ 3.2	△ 1.8	5.7	6.0	△ 13.7	
321.6	305.2	313.0	309.8	363.1	321.9	295.9	344.4	343.8	317.3	
△ 0.2	△ 1.7	△ 4.3	2.3	△ 4.2	△ 5.4	△ 0.5	1.1	0.2	0.9	
367.9	285.9	334.5	298.3	335.6	321.8	282.7	335.4	359.0	283.6	
38.5	△ 9.3	23.1	5.7	△ 9.5	5.2	11.1	3.1	3.5	△ 8.8	
2.1	2.1	1.7	1.0	0.4	0.0	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	△ 1.1	総務省
2.1	2.3	2.2	1.2	0.7	0.3	0.4	0.0	0.0	△ 1.3	
7.6	7.0	4.5	2.4	0.9	△ 0.9	△ 1.9	△ 2.5	△ 3.9	△ 5.5	日本銀行

## 4 人事管理関係

### 第31表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

#### その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
知事部局等	10.3	11.3	11.2	11.1
警察	6.1	6.3	6.5	6.7
高校等	11.2	11.5	11.0	10.6
小中学校等	12.7	12.4	11.4	10.0
全所属	10.9	11.1	10.7	10.1

(勤務条件等実態調査)

#### その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
知事部局等	3.5	3.6	3.6	3.6
警察	2.8	3.1	3.3	3.3
高校等	3.4	3.4	3.3	3.5
小中学校等	3.8	3.8	3.9	3.9
全所属	3.5	3.6	3.6	3.7

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6、7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査  
 2 日数は、職員1人あたりの平均取得日数である。  
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）  
     「高校等」：高校、特別支援学校  
     「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校及び共同調理場  
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

### 第32表 時間外勤務の状況

(単位：時間)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
知事部局等	121.2	127.2	119.1	111.2
警察	291.2	274.4	237.6	252.7
高校等	30.8	30.7	27.7	30.9
小中学校等	64.1	68.5	72.5	77.4
全所属	156.3	156.8	143.6	147.9

- (注) 1 時間数は、時間外勤務手当の対象となる職員1人あたりの平均である。  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）に勤務する職員  
     「高校等」：高校、特別支援学校に勤務する事務職員  
     「小中学校等」：小学校、中学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員及び事務職員  
 3 平成20年度より病院局の職員を集計から除いている。

### 第33表 育児休業・介護休暇の取得状況

#### その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
知事部局等	71(2)	76(1)	32(0)	34(2)
警察	5(0)	8(0)	6(0)	8(0)
高校等	47(1)	65(1)	57(1)	45(2)
小中学校等	99(5)	92(0)	73(0)	88(0)
全所属	222(8)	241(2)	168(1)	175(4)

#### その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
知事部局等	7(0)	15(2)	4(3)	0(0)
警察	0(0)	0(0)	3(2)	0(0)
高校等	2(1)	4(0)	3(0)	1(0)
小中学校等	9(1)	9(2)	9(2)	12(1)
全所属	18(2)	28(4)	19(7)	13(1)

- (注) 1 ( )内は男性職員取得者数で内数である。  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）  
 「高校等」：高校、特別支援学校  
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場  
 3 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年度より病院局の職員は計上していない。

### 第34表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

#### その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
知事部局等	237	179	187	151
うち精神疾患	49	40	38	27
警察	50	38	53	48
うち精神疾患	13	5	10	19
高校等	242	237	270	222
うち精神疾患	34	24	25	18
小中学校等	356	374	312	288
うち精神疾患	48	52	39	35
全所属	885	828	822	709
うち精神疾患	144	121	112	99

(勤務条件等実態調査)

#### その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
知事部局等	8	15	26	16
うち精神疾患	8	10	17	9
警察	0	2	0	3
うち精神疾患	0	0	0	2
高校等	24	26	23	26
うち精神疾患	18	19	18	19
小中学校等	22	33	39	39
うち精神疾患	16	21	30	28
全所属	54	76	88	84
うち精神疾患	42	50	65	58

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査  
 2 人数は、各年(1月1日から12月31日)における休暇取得者及び休職者の実人数であり、休暇及び休職の両方に該当した場合は何れの表にも計上している。  
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の所属を除く)  
     「高校等」：高校、特別支援学校  
     「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場  
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

## 5 勧告による改定の概要

### (1) 給与の改定額及び改定率

本委員会勧告に伴う本県職員（行政職）及び人事院勧告に伴う国家公務員（行政職（一））の改定額等の状況は、次のとおりである。

内 訳	本県〔行政職〕		国〔行政職（一）〕	
	改定額	改定率	改定額	改定率
給 料	△585	△0.15	△596	△0.15
住居手当	△158	△0.04	△209	△0.05
はねかえり分	△ 4	△0.00	△ 58	△0.02
合 計	△747	△0.19	△863	△0.22

(注) 1 本県の改定額及び改定率は、民間給与との比較に用いた額（特例条例による減額措置前）を基礎として算出。

2 「はねかえり分」は、給料の減額改定に伴って、特勤勤務手当等が減少する額である。

### (2) 給与の改定内容

ア 給料表（若年層及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く）

- ・第2章「職員の給与に関する勧告」別記第1、別記第2及び別記第3のとおり

※平成18年給料表切替に伴い支給される差額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に、100分の99.83を乗じて得た額に引下げ

イ 住居手当

- ・自宅に係る住居手当（新築・購入後5年間、月額2,500円）の廃止

ウ 期末手当・勤勉手当

（一般の職員の支給月数）

		6月期	12月期	年間計
21年度	期末手当	1.3月（支給済）	1.25月（現行1.5月）	3.9月 （現行4.25月）
	勤勉手当	0.725月（支給済）	0.625月（現行0.725月）	
22年度 以 降	期末手当	1.15月	1.4月	3.9月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	

### (3) 改定の実施時期

- ・条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施

#### (4) 職員の平均給与月額及び平均年間給与額

(行政職 平均年齢 44.3 歳)

	勧告前	勧告後	比較
平均給与月額	382,414 円 (358,026 円)	381,673 円 (357,321 円)	△741 円 (△705 円)
平均年間給与額	6,274,535 円 (5,878,193 円)	6,131,291 円 (5,743,701 円)	△143,244 円 (△134,492 円)

- (注) 1 上段は特例条例による減額措置前、下段は減額措置後の額である。  
 2 本年度の新規学卒の採用者を含む数値であり、民間給与との比較に用いた数値とは一致しない。  
 3 年間給与は、給与月額×12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである（(5)において同じ。）

#### (5) モデル給与例

設 定			勧告前		勧告後		年間給与 の比較
役 職	年齢	扶養者	給与月額 円	年間給与 千円	給与月額 円	年間給与 千円	
主事・技師	25	なし（独身者）	188,800	3,068	188,800	3,002	△ 66
			(177,472)	(2,908)	(177,472)	(2,844)	(△ 64)
主任	30	配偶者	254,500	4,168	254,200	4,074	△ 94
			(240,010)	(3,930)	(239,728)	(3,841)	(△ 89)
	35	配偶者・子1人	306,500	5,013	306,000	4,900	△ 113
			(289,280)	(4,730)	(288,810)	(4,623)	(△ 107)
企画員	40	配偶者・子2人	378,800	6,268	378,200	6,122	△ 146
			(357,632)	(5,915)	(357,068)	(5,777)	(△ 138)
	45	配偶者・子2人	398,900	6,603	398,200	6,449	△ 154
			(376,526)	(6,230)	(375,868)	(6,084)	(△ 146)
グループリーダー	50	配偶者・子2人	426,400	7,052	425,700	6,888	△ 164
			(402,676)	(6,656)	(402,018)	(6,502)	(△ 154)
課長	55	配偶者・子2人	523,200	8,435	522,400	8,252	△ 183
			(476,244)	(7,707)	(475,508)	(7,538)	(△ 169)
部長	55	配偶者・子2人	679,200	11,398	677,900	11,120	△ 278
			(595,335)	(10,075)	(594,165)	(9,824)	(△ 251)

- (注) 1 上段は特例条例による減額措置前、下段は減額措置後の額である。  
 2 給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当を基礎に算出。

## 6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子

### 給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント  
 月例給、ボーナスともに引下げ  
 ～ 平均年間給与は△15.4万円（△2.4%）、平成15年の平均△16.5万円（△2.6%）に次ぐ大幅な引下げ
- ① 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差（△0.22%）を解消するため、月例給の引下げ改定  
 — 俸給月額引下げ、自宅に係る住居手当の廃止
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.35月分）
- ③ 超過勤務手当等について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定

### I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

11,100民間事業所の約46万人の個人別給与を实地調査（完了率87.8%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○ 民間給与との較差 △863円 △0.22%〔行政職（一）…現行給与391,770円 平均年齢41.5歳〕

〔 俸給 △596円 住居手当 △209円  
 はね返り分（注） △58円 〕

（注）地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.17月（公務の支給月数 4.50月）

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差（マイナス）の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 俸給表 初任給を中心とした若年層及び医療職（一）を除き、すべての俸給月額について引下げ

① 行政職俸給表（一） 基本的に同率の引下げ（平均改定率△0.2%）とするが、初任給を中心した若年層（1級～3級の一部）は引下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引下げ

② 指定職俸給表 行政職俸給表（一）の管理職層の引下げ率（△0.3%）を踏まえた引下げ

③ その他の俸給表 行政職俸給表（一）との均衡を基本に引下げ（医療職俸給表（一）等を除く）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、調整率（〔実施時期等〕参照）を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ

(2) 住居手当 自宅に係る住居手当（新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円）を廃止

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ  
 （35,300円→35,200円）

〈期末・勤勉手当（ボーナス）〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分→4.15月分  
 （一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
21年度	期末手当	1.25月（支給済み）	1.5月（現行1.6月）
	勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.7月（現行0.75月）
22年度以降	期末手当	1.25月	1.5月
	勤勉手当	0.7月	0.7月

※ 本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）は引下げ分の一部に充当

**〔実施時期等〕** 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.24%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（俸給月額の引下げ改定があった者に限る）

（注）行政職（一）の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

**〈超過勤務手当等〉** 時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強かに抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（代替休）を指定することができる制度を新設

なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直し

**〔実施時期〕** 平成22年4月1日

### III 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた配分見直しや諸制度の導入・実施が終了する平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、IVの高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討
- ・ 平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前（最大4.8ポイント）より減少。平成23年度以降に最終的な検証を行うに当たっては、地域手当の異動保障や広域異動手当が同一地域に引き続き勤務する国家公務員に影響しないことにも配慮して検討

### IV 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

#### 1 雇用と年金をめぐる動き

- ・ 雇用と年金の連帯を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を規定

#### 2 基本的な考え方

- ・ 公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当
- ・ その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要
- ・ 準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。定年延長は公務運営の在り方全般にかかわるため、本院を含む関係者が協力し政府全体としての検討を加速すべき。本院としては、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討

#### 3 具体的な検討課題

- (1) **給与制度の見直し** 民間の雇用及び給与の状況等を踏まえた60歳台前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直し
- (2) **組織活力を維持するための施策** 役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置等の人材活用方策を検討
- (3) **その他の措置** 特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、公務員の退職給付の在り方等について検討

# 公務員人事管理に関する報告の骨子

## I 公務員制度改革に関する基本認識

### (1) 本院の基本認識と取組

高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底することが肝要。改革の実現に向け使命・責務を果たす決意

### (2) 政官関係と公務員の役割

政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持されることで、行政の専門性や公正な執行を確保。幹部公務員制度の検討には、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係の十分な検討が必要

### (3) 労働基本権

労働基本権の在り方は公務員制度の基本的枠組みや行政執行体制に大きな影響。現行制度の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、市場の抑制力の欠如など公務特有の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討を行った上で判断することが必要

## II 主な個別課題と取組の方向

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 採用試験の基本的な見直し

- ・ 有為な人材の誘致のため、積極的な人材確保活動と併せ、試験制度の見直しが必要
- ・ 「採用試験の在り方を考える専門家会合」（座長：高橋滋一橋大学教授）の報告書を踏まえ、総合職試験・一般職試験・専門職試験・中途採用試験への再編、総合職試験には院卒者試験も創設  
— 各試験の枠組みを提示
- ・ 平成24年度の新試験の実施に向け、早急に具体化を検討

検討の 視点	○ 中立・公正な試験の構築	○ 人材確保に資する魅力ある試験
	○ キャリア・システム見直しの契機	○ 新たな人材供給源に対応
	○ 論理的思考力・応用能力・人物面の検証に重点	

#### (2) 時代の要請に応じた職業公務員の育成

- ・ 「公務研修・人材育成に関する研究会」（座長：西尾隆国際基督教大学教授）の報告書を踏まえ、各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実を推進
- ・ 職業公務員固有の役割にかんがみ、全体の奉仕者たる使命感や広い視野、識見などを長期的視点に立って涵養。このため、失敗も含めた行政事例の多角的検証等の研修を強化

#### (3) 能力及び実績に基づく人事管理への転換

人事評価の公正・適正な実施及び評価結果の任免・給与への適切な活用を支援するほか、職員の能力の伸長に資する研修コースの開発・実施により人事評価の人材育成への活用を支援

#### (4) 人事交流の推進

官民人事交流の見直しは、公務の公正性等に留意しつつ対応する必要。国と国以外の組織との人的交流の在り方について、職員の身分取扱いとの関係を含め幅広い研究が必要

#### (5) 事務官・技官の呼称の廃止

国家公務員としての一体感を高め、適材適所の人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当であり、関係府省における必要な検討を要請

### 2 勤務環境の整備等

#### (1) 非常勤職員制度の適正化

指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進展。日々雇用職員の任用・勤務形態の見直しを検討。忌引休暇等の対象範囲を拡大

#### (2) 超過勤務の縮減

幹部職員をはじめ組織全体として取り組むことが重要。全府省における計画的な在庁時間削減の取組を推進。国会関係業務による超過勤務の縮減への対応が重要

#### (3) 両立支援の推進

育児休業法改正の意見の申出を行うほか、短期介護休暇の新設等両立支援の取組を一層推進

#### (4) 職員の健康の保持

心の疾病を予防するための保健師等による相談体制を整備。「パワー・ハラスメント」についての情報提供を実施。病気休暇の制度や運用の在り方等の検討に着手

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するよう、育児休業法を改正

### 1 育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児休業等を行うことができるようにすること

### 2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から人事院規則で定める期間内に、職員が当該子について最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業を行うことができるものとする

### 3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成21年10月14日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町1



## 給与勧告に当たっての人事委員会委員長談話

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」を行いました。
- 2 本委員会は、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握するため、5月から6月にかけて「職種別民間給与実態調査」を実施しました。昨今の世界不況の影響を受け、県内民間事業所は極めて厳しい経営環境に置かれており、民間給与の支給水準は昨年と比べて大きく低下しています。本委員会は、このような県内民間事業所の給与実態とともに、人事院勧告や他の地方公共団体の状況及び職員給与が給与カットの影響を受けていることも勘案した上で、職員の給与水準について検討を行いました。
- 3 その結果、給料表については、給与カット前の職員給与が民間給与を上回る一方、給与カット後の実際の職員給与は逆に民間給与を下回っていること等を勘案し、人事院勧告に準じた給料表の改定を行うこととしました。

また、ボーナスについては、県内民間事業所の支給割合が昨年と比べて大きく減少していることから、それに合わせ、職員の支給月数を年間で0.35月分引き下げ、年3.9月分とすることとしました。

さらに、自宅に係る住居手当については、同様の手当を支給している県内民間事業所が少ないこと等から、人事院勧告に準じて廃止することとしました。
- 4 特例条例による給与カットについては、平成15年度から継続されています。県財政が極めて厳しい中でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の士気に及ぼす影響は大きく、できるだけ早期に本来あるべき給与水準が確保されるべきと考えています。
- 5 近年、人事院は、「国家公務員の給与等に関する報告」の中で、高齢期雇用問題など今後の公務員制度に関する課題について言及しています。また、内閣に設置されている国家公務員制度改革推進本部では、非現業の国家公務員への協約締結権付与について検討が行われるなど、国政の場で公務員制度改革の取り組みが続けられています。今般、政権交代という大きな動きがあり、これらの取り組みの今後の方向性を含め、公務員制度改革に関する政府の姿勢が明確には

見通せない状況となっておりますが、本委員会としては、公務員に関連する諸制度の見直しなどの国の動向をさらに注視していく必要があると考えています。

6 今回の「職員の給与等に関する報告及び勧告」は、県内民間事業所の厳しい給与実態から、年収で平成14年に次ぐ大幅な引下げ勧告となりましたが、職員の皆さんにおいては自身の給与水準が県民の理解を得て成り立つものであり、県民とともに歩むという姿勢が重要であることを改めて確認され、県民の期待と要請に應えるよう引き続き職務に精励されることを切望いたします。

7 県民各位におかれましては、本委員会が行う勧告の意義と、職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成21年10月14日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫

# 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成 21 年 10 月 14 日  
島根県人事委員会

## 1. 報告・勧告のポイント ～職員の平均年間給与、過去最大級の引下げ勧告～

- ① 国に準じて給料月額引下げ改定（△0.15%）
- ② 自宅に係る住居手当（新築・購入後 5 年間、月額 2,500 円）の廃止
- ③ 期末・勤勉手当（ボーナス）の過去最大の引下げ（△0.35 月）

## 2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内 121 民間事業所の個人別給与を实地調査

### (1) 月例給 ～役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比し、精密に比較（ラスパイレス方式）～

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差	
		A - B	(A-B)/B×100
373,191 円	384,058 円	△10,867 円	(△2.83%)
	359,556 円	13,635 円	( 3.79%)
行政職の平均年齢 44.5 歳			

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
2 職員給与の上段は、給与カット（特例条例による給与減額措置）前、下段は給与カット後の額である。

### (2) 特別給（ボーナス） ～民間の昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の支給実績と比較～

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
3.65 月分	4.25 月分 (4.00 月分)	△0.60 月分 (△0.35 月分)

(注) ( ) 内は、給与カット後の支給相当月数である。

**※民間の特別給は昨年 (4.01 月) と比べて大幅に減少 (△0.36 月)**

## 3. 勧告の内容

### (1) 月例給

(行政職の平均改定額・改定率)

項目	内 容	改定額	改定率
給 料	給料月額引下げ (若年層の職員及び医師・歯科医師を除く。)	円 △585	% △0.15
	住居手当 自宅に係る住居手当（新築・購入後 5 年間、月額 2,500 円） の廃止	△158	△0.04
はねかえり分	給料月額を算定基礎とする諸手当（特勤勤務手当等）が減少する額	△ 4	△0.00
合 計		△747	△0.19

(注) 改定額及び改定率は、民間給与との比較に用いた額(給与カット前)を基礎として算出。

### (2) 期末手当・勤勉手当

(一般の職員の支給月数)

		6 月期	12 月期	年間計
21 年度	期末手当	1.3 月 (支給済)	1.25 月 (現行 1.5 月)	3.9 月 (現行 4.25 月)
	勤勉手当	0.725 月 (支給済)	0.625 月 (現行 0.725 月)	
22 年度 以 降	期末手当	1.15 月	1.4 月	3.9 月
	勤勉手当	0.675 月	0.675 月	

### (3) 実施時期

- ・ 条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

#### 4. 報告事項（勧告との重複事項は除く）

##### （1）諸手当等

###### ①時間外勤務手当等

- ・月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正（平成 22 年 4 月施行）が行われたことから、人事院勧告に準じて所要の措置

###### ②特地勤務手当

- ・国がへき地学校等の指定基準を改正したことから、同基準との均衡を図るため特地公署指定基準の見直しを検討

###### ③教育職員の給与等

- ・教員給与の見直しについて今後とも国の動向を注視しつつ、適時適切に改定

##### （2）人事管理上の課題

###### ①人材の確保・育成

- ・高い資質と使命感を有する優秀な人材・民間等経験者等多様な人材を確保
- ・年齢要件等の更なる拡大や募集方法・広報活動の充実、試験制度の見直し・改善
- ・「島根県人材育成基本方針」に基づく具体的施策の確実な実施

###### ②能力・実績に基づく人事管理

- ・人事管理の基礎として活用し得る効果的な人事評価制度の早急な整備・有効活用

###### ③女性職員の登用

- ・意思形成過程への参加機会の充実や管理職への積極的登用、職務に専念できる環境の整備

###### ④両立支援の推進

- ・育児・介護のための休暇や育児休業制度等の有効活用
- ・男性職員の育児休業等の取得促進、組織全体として対象職員に対する支援

###### ⑤時間外勤務の縮減

- ・管理監督者のマネジメント能力の向上、職員一人ひとりの業務の効率化・働き方の改善

###### ⑥メンタルヘルス対策

- ・職員がストレスに気付き、対処できるための知識や情報をより一層積極的に提供
- ・管理監督者はメンタルヘルス対策が自らの重要な職責と認識し、予防対策を実施
- ・関係部門が一層の連携を図り、相談体制の整備、予防対策等の取組の実効性を高める

###### ⑦退職管理～高齢期の雇用問題～

- ・国は、定年年齢を段階的に 65 歳まで延長するため諸課題への対応を早急に進めることとしており、本県においても高齢期雇用のあり方について検討を始める必要

#### 【参 考】

##### 職員の平均給与月額及び平均年間給与額

（行政職 平均年齢 44.3 歳）

	勧告前	勧告後	比較
平均給与月額	382,414 円 (358,026 円)	381,673 円 (357,321 円)	△741 円 (△705 円)
平均年間給与額	6,274,535 円 (5,878,193 円)	6,131,291 円 (5,743,701 円)	△143,244 円 (△134,492 円)

（注）1 上段は給与カット前、下段は給与カット後の額である。

2 本年度の新規学卒の採用者を含む数値であり、民間給与との比較に用いた数値とは一致しない。

3 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

# 県職員の給与と人事委員会勧告

平成21年10月  
島根県人事委員会

## 県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

### 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

### 均衡の原則

職員の給与は、  
・生計費  
・国及び他の地方公共団体の職員の給与  
・民間事業の従業員の給与  
・その他の事情  
を考慮して定められなければなりません。  
(地方公務員法第24条第3項)

### 条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第6項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。  
この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

## 人事委員会勧告の位置付け

### 【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。  
(地方公務員法第14条)

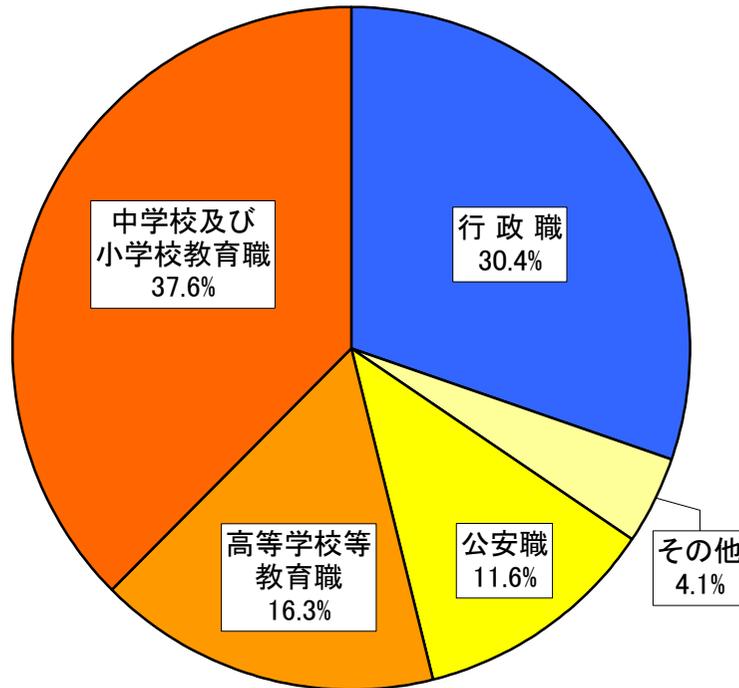
### (給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。  
(地方公務員法第26条)

## 給与勧告の対象職員

平成21年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、12,648人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,843人で全体の30.4%を占めています。

また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,819人(全体の53.9%)、警察官である公安職給料表適用職員が1,462人(全体の11.6%)となっています。

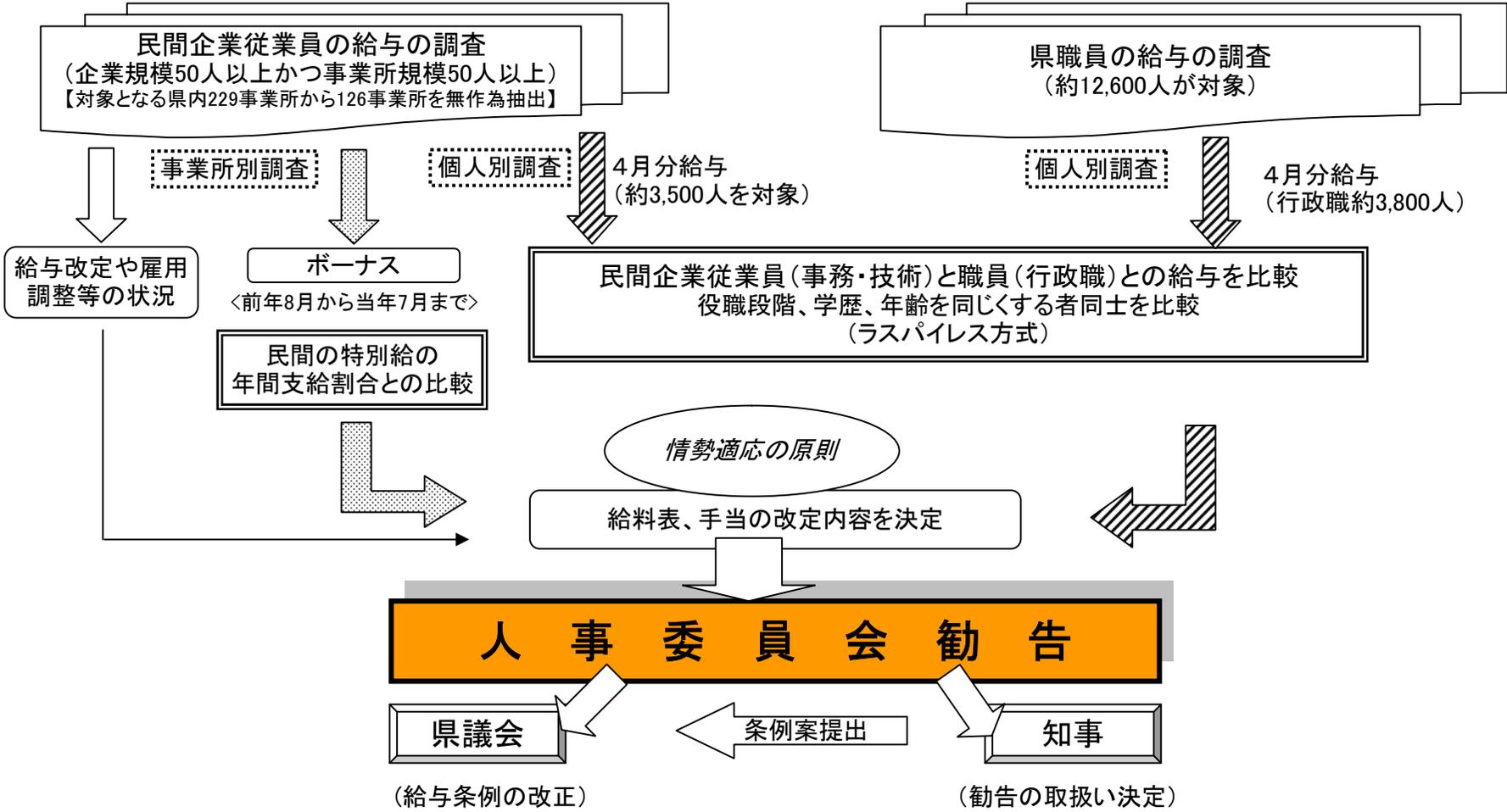


給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,843
海事職給料表	試験船、実習船等に乗組む船員	48
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	248
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	39
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	120
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	69
公安職給料表	警察官	1,462
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	2,066
中学校及び小学校教育職給料表	小・中学校に勤務する教育職員	4,753
計		12,648

※上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業(病院局、企業局)職員及び現業(技能労務)職員(約1,270人)が在職している。

# 人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。  
 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



## 民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。このため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、ラスパイレス方式による比較を行っています。

### 単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

### ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

〔A社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

A社もB社も  
同じ人員構成  
として比較

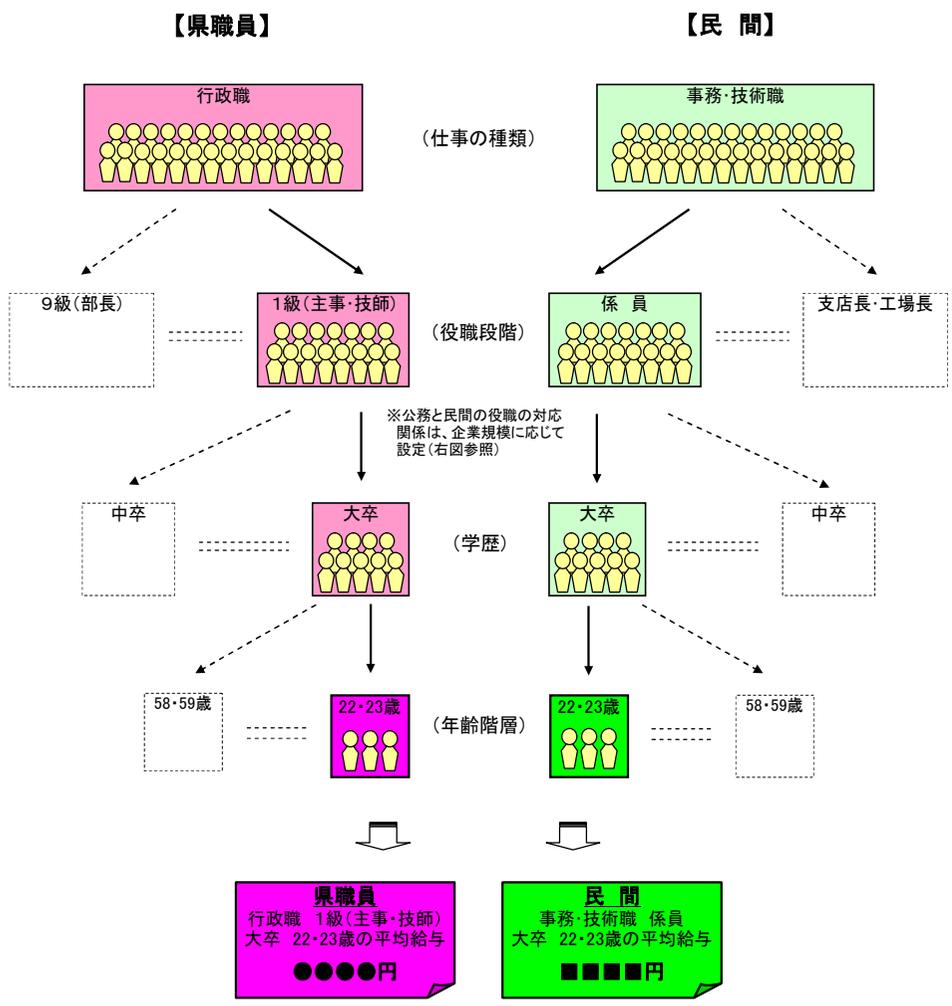
〔 A社の人員構成に合わせた場合の  
B社の賃金 〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

# 民間給与との比較方法(2)

月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出



2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較

		企業規模			
		100人以上 500人以上	50人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
1級 主事・技師	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係員	係員	係員
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	主任	主任	主任
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係長	係長	係長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係長	課長代理	課長代理
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長代理	課長	課長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長代理	課長	支店長・工場長 部長 部次長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
上記の総額(A)÷県職員総数=384,058円(a)		上記の総額(B)÷県職員総数=373,191円(b)			
<b>県職員給与と民間給与との較差(b-a)=▲10,867円(▲2.83%)</b>					

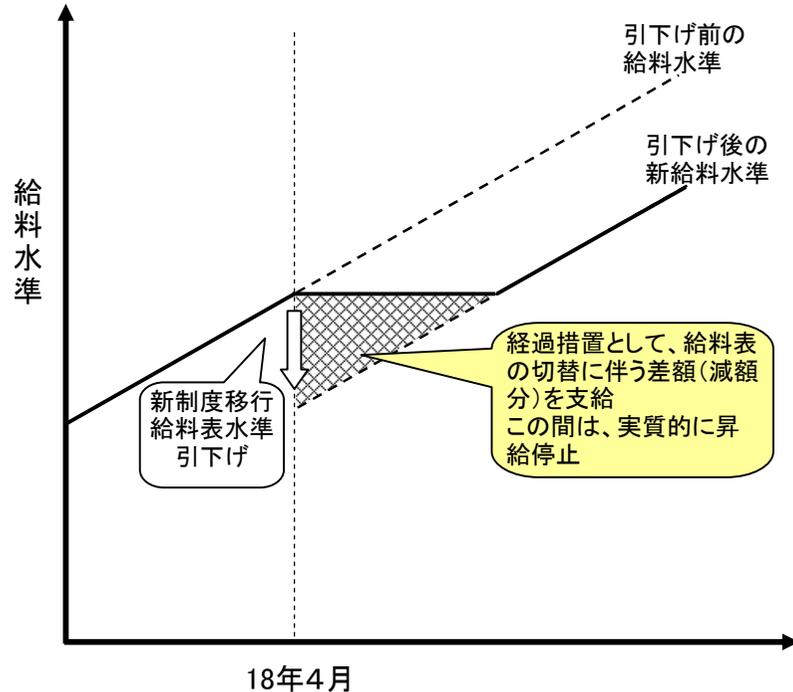
## 県職員の給与に係る「経過措置」と「減額措置」

### 給与制度の見直しに伴う経過措置

国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われました。

島根県においても、国に準じて給料表が改定され、給料水準の引下げが段階的に行われています。

### 経過措置のイメージ図



### 特例条例による給与の減額措置

島根県においては、財政健全化へ向けた取り組みとして、「職員の給与の特例に関する条例」が制定され、職員給与が減額(給与カット)して支給されています。

なお、人事委員会としては、この減額措置について、極めて厳しい県の財政状況下でのやむを得ない措置ではあるものの、可能な限り早期に本来の給与水準が確保されるべきものと考えています。

### 平成21年度の特例減額の率(一般職)

	給料	諸手当	管理職手当
部長・次長	10%	10%	25%
上記以外の管理職	8%	8%	20%
行政職 3～5級相当	6%	6%	
行政職 1～2級相当	6%	3%	

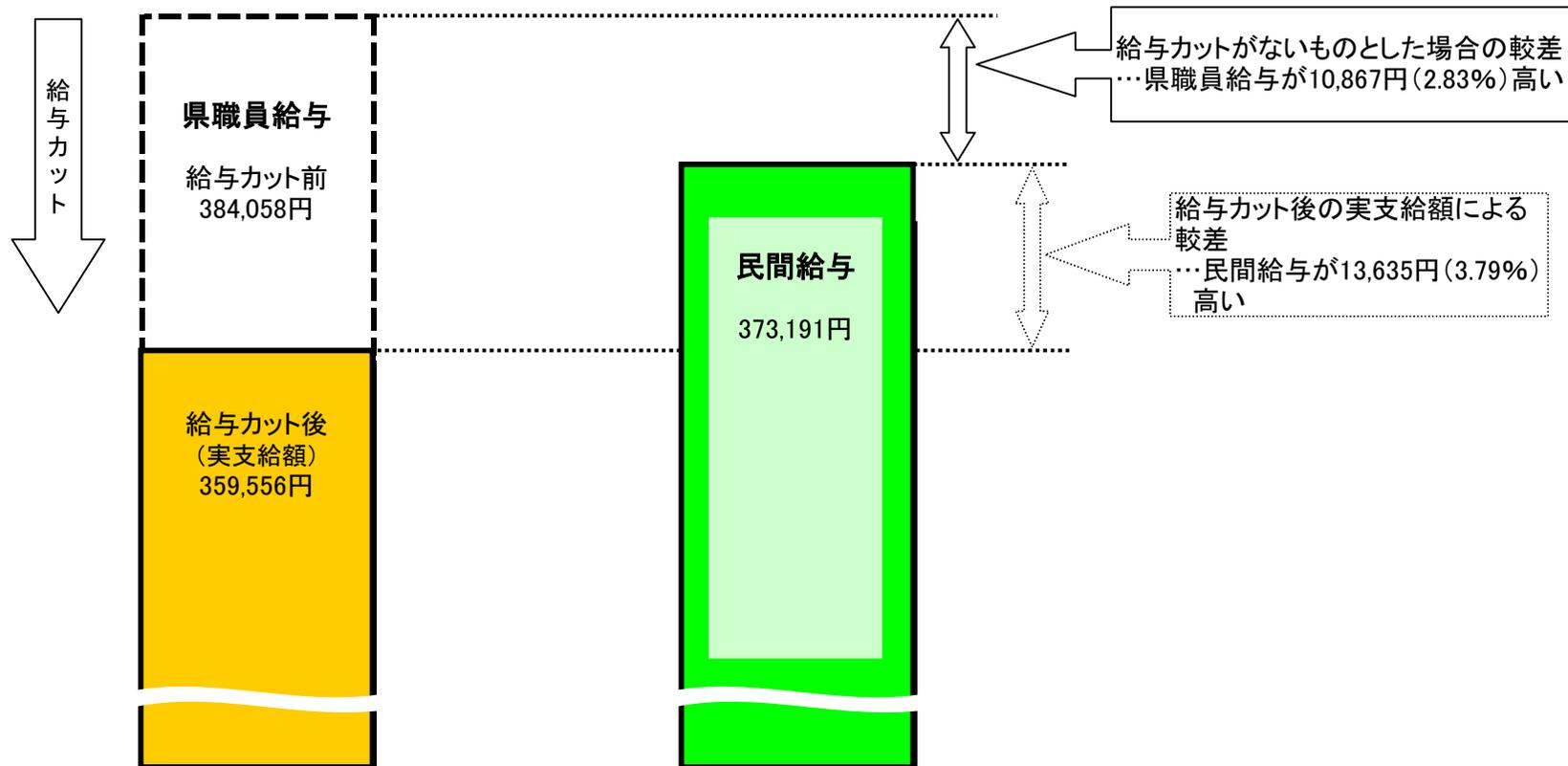
※「諸手当」欄の率は、時間外勤務手当や期末手当など、給料月額を算出基礎とする手当(退職手当を除く。)の減額率です。

## 本年の県職員給与と民間給与との比較(月例給)

平成21年4月分の県職員給与と民間給与を比較すると、給与カット(特例条例による減額措置)がないものとした場合の県職員給与は、民間給与を10,867円(2.83%)上回っています。

なお、給与カット後の実支給額による県職員給与は、民間給与を13,635円(3.79%)下回っています。

### 月例給のイメージ図



## 県職員（行政職）のモデル給与例

職務段階	年齢	扶養者	勧告前		勧告後		年間給与額の差(千円)
			月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	25歳	なし(独身者)	188,800 (177,472)	3,068 (2,908)	188,800 (177,472)	3,002 (2,844)	△ 66 (△ 64)
主任	30歳	配偶者	254,500 (240,010)	4,168 (3,930)	254,200 (239,728)	4,074 (3,841)	△ 94 (△ 89)
	35歳	配偶者・子1人	306,500 (289,280)	5,013 (4,730)	306,000 (288,810)	4,900 (4,623)	△ 113 (△ 107)
企画員	40歳	配偶者・子2人	378,800 (357,632)	6,268 (5,915)	378,200 (357,068)	6,122 (5,777)	△ 146 (△ 138)
	45歳	配偶者・子2人	398,900 (376,526)	6,603 (6,230)	398,200 (375,868)	6,449 (6,084)	△ 154 (△ 146)
グループリーダー	50歳	配偶者・子2人	426,400 (402,676)	7,052 (6,656)	425,700 (402,018)	6,888 (6,502)	△ 164 (△ 154)
課長	55歳	配偶者・子2人	523,200 (476,244)	8,435 (7,707)	522,400 (475,508)	8,252 (7,538)	△ 183 (△ 169)
部長	55歳	配偶者・子2人	679,200 (595,335)	11,398 (10,075)	677,900 (594,165)	11,120 (9,824)	△ 278 (△ 251)

- (注) 1 上段は給与カット前、下段は給与カット後の額  
 2 給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当を基礎に算出  
 3 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したもの

## 最近の給与勧告の状況(行政職)

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は期末・勤勉手当の減額に伴い、年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)		職員(行政職)の 平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額(給与カット前)
平成11年	0.28%	4.95月	△0.30月	△9.4万円
平成12年	0.14%	4.75月	△0.20月	△6.7万円
平成13年	0.01%	4.70月	△0.05月	△2.0万円
平成14年	△1.90%	4.65月	△0.05月	△14.7万円
平成15年	△1.64%	4.40月	△0.25月	△13.6万円
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△0.3万円
平成18年	勧告なし(注2)	4.45月	—	—
平成19年	0.14%	4.25月	△0.20月	△6.7万円
平成20年	勧告なし	4.25月	—	—
平成21年	△0.19%	3.90月	△0.35月	△14.3万円

(注1)水準改定以外に、寒冷地手当の廃止あり。

(注2)水準改定以外に、給与制度の見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△4.8%)あり。